

**平成22年度における環境の状況
並びに豊かな環境の保全及び創造
に関して講じた施策**

平成23年9月

大 阪 府

目次

はじめに	1
------	---

第1章 計画的な環境政策の推進

1 環境基本条例等の施行	2
2 環境総合計画の推進と進行管理等	2
3 新環境総合計画の策定	3

第2章 環境の状況及び講じた施策

第1節 環境の状況及び講じた施策

1 持続的発展が可能な循環を基調とする元 気な社会の実現（循環）	
（1）廃棄物の減量化・リサイクルの推進	
①主な目標と達成状況	4
②講じた主な施策・事業	5
（2）水循環の再生	
①主な目標と達成状況	6
②講じた主な施策・事業	6
（3）環境に配慮したエネルギー利用の促進	
①主な目標と達成状況	7
②講じた主な施策・事業	8
（4）地球環境保全に資する取り組み	
①主な目標と達成状況	9
②講じた主な施策・事業	10
（5）ヒートアイランド対策	
①主な目標と達成状況	11
②講じた主な施策・事業	11
2 環境への負荷が少ない健康的で安心なく らしの確保（健康）	
（1）自動車公害の防止	
①主な目標と達成状況	12
②講じた主な施策・事業	13
（2）廃棄物の適正処理	
①主な目標と達成状況	14
②講じた主な施策・事業	15

（3）大気環境の保全

①主な目標と達成状況	16
②講じた主な施策・事業	17

（4）水環境の保全

①主な目標と達成状況	18
②講じた主な施策・事業	19

（5）地盤環境の保全

①主な目標と達成状況	20
②講じた主な施策・事業	21

（6）騒音・振動の防止

①主な目標と達成状況	22
②講じた主な施策・事業	22

（7）有害化学物質による環境リスクの低減管 理

①主な目標と達成状況	23
②講じた主な施策・事業	24

（8）環境保健対策及び公害紛争処理

①主な目標と達成状況	25
②講じた主な施策・事業	25

3 豊かな自然との共生や文化が実感できる 魅力ある地域の実現（共生・魅力）

（1）生物多様性の確保

①主な目標と達成状況	26
②講じた主な施策・事業	26

（2）自然環境の保全・回復・創出

①主な目標と達成状況	27
②講じた主な施策・事業	27

（3）自然とのふれあいの場の活用

①主な目標と達成状況	29
②講じた主な施策・事業	30

（4）潤いとやすらぎのある都市空間の形成活 用

①主な目標と達成状況	31
②講じた主な施策・事業	31

（5）美しい景観の形成

①主な目標と達成状況	33
②講じた主な施策・事業	34

（6）歴史的文化的環境の形成

①主な目標と達成状況	35
②講じた主な施策・事業	35

巻末資料

4	すべての主体が積極的に参加し行動する社会の実現（参加）	
	（1）パートナーシップによる環境保全活動の促進	
	①主な目標と達成状況	36
	②講じた主な施策・事業	36
	（2）環境教育・環境学習の推進	
	①主な目標と達成状況	38
	②講じた主な施策・事業	40
	（3）総合的な環境情報システムの整備・環境報の提供	
	①主な目標と達成状況	42
	②講じた主な施策・事業	42
	（4）環境監視及び調査研究	
	①主な目標と達成状況	42
	②講じた主な施策・事業	42
	（5）事業活動における環境への配慮	
	①主な目標と達成状況	44
	②講じた主な施策・事業	44
	（6）経済的手法等による環境負荷の低減	
	①主な目標と達成状況	45
	②講じた主な施策・事業	45
	（7）国際協力の推進	
	①主な目標と達成状況	46
	②講じた主な施策・事業	46
	（8）府の率先行動の拡大	
	①講じた主な施策・事業	46

第2節	計画の達成状況と評価	
	計画の達成状況と評価	49

第3章 長期的な目標と現状

1	資源循環	63
2	水循環	64
3	地球環境	65
4	交通環境	67
5	有害化学物質	68
6	エコロジカルネットワーク	69

1	部局別環境関連主要事業費（決算額）	73
2	環境保全目標	74

※第2章の各施策・事業名に記載されている【新規】とは、平成22年度からの新規施策・事業を示す。

はじめに

この報告は、大阪府環境基本条例第10条の規定により、平成22年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して本府が講じた施策を、平成14年3月に策定した「大阪21世紀の環境総合計画」（以下「環境総合計画」という。）の施策体系に沿ってとりまとめたものです。

また、平成22年度は環境総合計画の最終年度にあたることから、目標の達成状況について記載しています。

平成22年度の府内の環境の状況につきましては、大気中の二酸化窒素、浮遊粒子状物質は環境保全目標（環境基準）を達成しています。しかし、河川の汚濁指標であるBODは、改善の傾向にあるものの、環境保全目標を達成できていない地域が残っています。

本府といたしましては、環境保全目標の達成・維持に向け、自動車NOx・PM法の排出基準を満たさないトラック・バス等の流入車対策や低公害車等の普及促進、河川の水質管理と健全な水循環の構築に向けた取り組み等を進めました。また、自動車の二酸化炭素排出削減策として有効なバイオエタノール3%混合ガソリン（E3）の普及を図るための実証事業、容器包装リサイクルや家電リサイクルの推進、産業廃棄物の不適正処理の根絶に向けた取り組み等様々な施策を実施しました。

一方で、府は、事業者・消費者としての立場も有していることから、府民や事業者、民間団体などすべての主体の模範となるべく率先行動を拡大するとともに、環境総合計画を実効あるものとするため、環境の保全に関する基本的事項の審議などを行う「大阪府環境審議会」や庁内の推進体制である「大阪府環境行政推進会議」等を活用し、計画の適切な進行管理を行ってきました。

本報告では、環境総合計画に掲げた主な目標とその達成状況、平成22年度に講じた主な施策・事業とその決算見込み額について記載し、環境総合計画に掲げたすべての目標及びその達成状況を一覧表に整理しています。

なお、＜基礎資料＞として、豊かな環境の保全と創造に関する全ての施策・事業の概要及び決算見込み額の一覧表をホームページに掲載しています。

第1章 計画的な環境政策の推進

豊かな環境の保全と創造に向けて、環境基本条例に従い各種の条例・規則等を制定し、関係法令と併せて適正に運用するとともに、「大阪21世紀の環境総合計画」に示した基本方向等に基づき各種の施策を総合的かつ計画的に推進しました。

1 環境基本条例等の施行

■環境基本条例（平成6年3月）

「人のこころがかよいたう豊かな環境の保全と創造」をめざして、生活環境、自然環境、都市環境、地球環境に係る施策を総合的かつ計画的に推進しました。

■循環型社会形成推進条例（平成15年3月）

再生品の普及促進や不適正処理の根絶など循環型社会の形成に向けた施策を推進しました。

■温暖化の防止等に関する条例（平成17年10月）

事業活動における温室効果ガス及び人工排熱の排出抑制や建築物の省エネルギー等の環境配慮など、地球温暖化防止及びヒートアイランド現象の緩和に向けた施策を推進しました。

■生活環境の保全等に関する条例（平成6年3月）

府民の健康の保護と生活環境の保全を図るため、公害防止に関する規制や生活環境の保全に関する施策を推進しました。

土壌汚染状況調査結果の記録の保管と引継ぎに関する規定を追加する条例改正を行い、施行しました。（平成22年11月施行）

また、ほう素等3項目の暫定排水基準について規則改正を行いました。（平成23年3月改正）

■水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例（昭和49年3月）

府民の健康を保護し、又は生活環境を保全することを目的として、汚濁物質の排出を抑制するため、法の排水基準に代えて府内で適用する排水基準を定めています。ほう素等3項目の暫定排水基準について見直しを行い、平成23年3月に改正しました。

■自然環境保全条例（昭和48年3月）

「大阪府自然環境保全地域」等の府内に残され

た貴重な自然環境の保全に努めるとともに、自然環境の回復及び活用、緑の創出並びに生物多様性の確保に向けた取り組みを推進しました。平成17年10月には、ヒートアイランド現象の緩和を図るため、建築物の敷地等における緑化の促進を目的とした改正を行い、平成18年4月から施行しています。

■環境影響評価条例（平成10年3月）

規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業について、環境保全への適正な配慮がなされるよう、事業者が実施した環境影響評価及び事後調査の審査を行いました。

■景観条例（平成10年10月）

景観法を活用し、11箇所の景観計画区域（平成22年度に4箇所の景観計画区域を追加指定）内において、建築行為等を対象とした届出制度に基づく指導等を行いました。また、新たな景観計画区域の指定についての検討を行っています。

■文化財保護条例（昭和44年3月）

条例に基づき指定された史跡、名勝、天然記念物を保護するため、整備、保存修理、保護増殖等への助成や、開発地における文化財を保護するため開発関係者に対して指導を行いました。

■放置自動車の適正な処理に関する条例（平成16年3月）

府民の安全で快適な生活環境の保全及び地域的美観の維持を図るため、府所有地・管理地内の放置自動車の適正かつ迅速な処理を行いました。

2 環境総合計画の推進と進行管理等

平成14年3月に策定した「大阪21世紀の環境総合計画」に基づき、「豊かな環境都市・大阪」の構築の実現に向け、「平成22年度において豊かな環境

の保全及び創造に関して講じようとする施策」をとりまとめ、諸施策を推進しました。

また、計画の進行管理として、PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルによる進行管理・点検評価システムを導入しています。

【立案段階（Plan）】

環境基本条例に掲げられた基本理念や、環境総合計画で掲げられた中長期的な目標などを施策等の方針とし、毎年度の施策実施プログラムとして環境基本条例第10条第2項により、講じようとする施策を府議会に報告するとともに公表しています。

【実施・運用段階（Do）】

環境基本条例第7条の施策の基本方針及び環境総合計画の施策の展開方向を踏まえながら、様々な施策や事業を実施・運用しています。

【評価段階（Check）】

環境基本条例第10条第1項により、毎年度、環境の状況と豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策を府議会に報告するとともに公表しています。また、府環境審議会からの意見を聴取し、その内容を環境白書で公表しています。

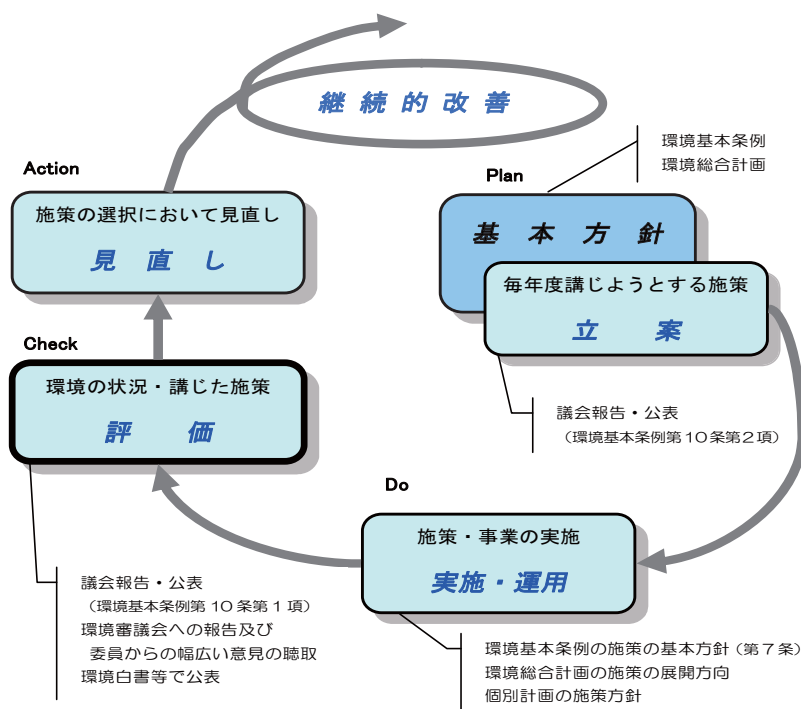
【見直し段階（Action）】

施策評価等をもとに、必要に応じ、施策の内容や選択について見直しを行います。

3 新環境総合計画の策定

平成14年に策定した環境総合計画の目標年次が平成22年度であるため、環境問題に対する今後の大阪府の方針を盛り込んだ新環境総合計画「大阪21世紀の新環境総合計画」を平成23年3月に策定しました。

新計画では、府民の参加と行動のもと、「低炭素省エネルギー社会の構築」、「資源循環型社会の構築」、「全てのいのちが共生する社会の構築」、「健康で安心して暮らせる社会の構築」の4つの分野で施策を推進し、あわせて「魅力と活力ある地域づくり」を進めていくこととしています。



図ー1 大阪21世紀の環境総合計画の進行管理について

第2章 環境の状況及び講じた施策

第1節 環境の状況及び講じた施策

1 持続的発展が可能な循環を基調とする元気な社会の実現（循環）

1-(1) 廃棄物の減量・リサイクルの推進

① 主な目標と達成状況

《主な目標》

廃棄物の最終処分量を平成22年度までに概ね半減（平成9年度実績比）

(ア) 一般廃棄物：最終処分量 56 万トン/年（廃棄物処理計画改定後（H18）：目標 56 万トン）

(イ) 産業廃棄物：最終処分量 100 万トン/年（廃棄物処理計画改定後（H18）：目標 53 万トン）

《目標の達成状況》

(ア) 一般廃棄物

平成21年度に府内から排出された一般廃棄物は354万トン(集団回収含む)でした。(1人1日あたりの排出量は1,117グラム)また、再生利用量は42万トン、最終処分量は52万トンであり、最終処分量は目標を達成しました(平成22年度も達成見込み)。

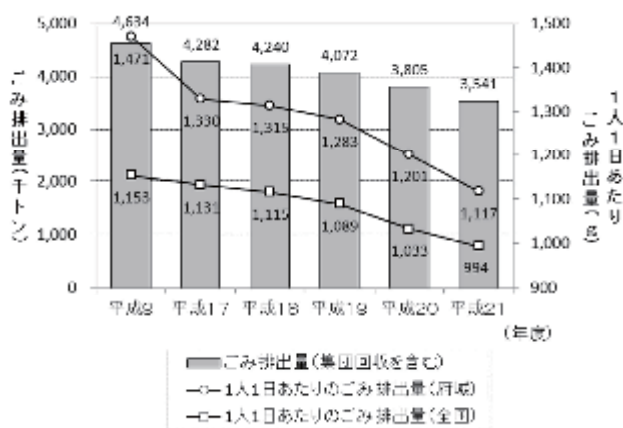


図1-1 一般廃棄物排出量の推移

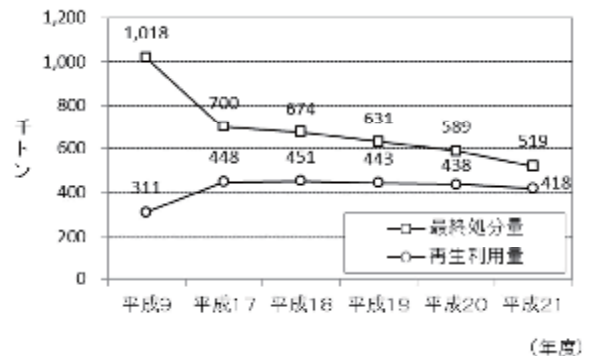


図1-2 一般廃棄物の再生利用量・最終処分量の推移(大阪府)

(イ) 産業廃棄物

平成17年度に府内から排出された産業廃棄物は1,728万トンでした。また、再生利用量は545万トン、最終処分量は67万トンでした。

注)5年毎の集計であり、平成22年度の状況を集計中であるため、平成22年度目標達成状況の評価は不可

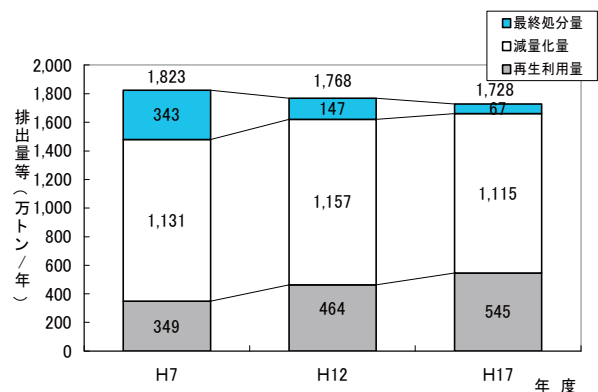


図1-3 産業廃棄物の排出量と再生利用量等の推移(大阪府)

② 講じた主な施策・事業

■容器包装リサイクルの推進

[106 千円]

容器包装リサイクル法に基づき、第5期大阪府分別収集促進計画（平成20～24年度）を円滑に推進するため市町村の分別収集実施状況や、リサイクル施設の整備状況を把握し、情報提供等の技術支援を行いました。また、平成23年度から平成27年度までの「第6期大阪府分別収集促進計画」を策定しました。

【循環型社会推進室 内線：3815】

■家電リサイクルの推進

[414 千円]

家電リサイクル法（平成13年4月施行）に基づくメーカーによるリサイクルについては、リサイクル料金が低い、法施行前からリサイクルに取組んできた府内の再生資源業者の活用がほとんど図られていない、不法投棄が多い等の問題が指摘されています。このため、府は、府内の再生資源業者がリサイクル伝票を用いるなどして、確実なリサイクルを行う「家電リサイクル大阪方式」を推進しており、大阪方式の推進に向けて消費者や関係者への周知・啓発を行いました。

また、大阪方式のリサイクル率基準の見直しの基礎資料とするため、新たに対象に追加された薄型テレビのうちプラズマテレビについて、各製品に含まれる素材の種類、構成比、それらのリサイクルの可能性を判断するための実証調査を実施しました。

【循環型社会推進室 内線：3815】

■再生品普及促進事業

[3,175 千円]

リサイクルをより一層促進するとともに、循環型社会の形成に寄与するリサイクル関連産業を育成するため、平成16年度から、府内で発生した循環資源（廃棄物等）を利用し、府内の工場で製造したリサイクル製品で一定の基準を満たすものをなにわエコ良品（大阪府認定リサイクル製品）として認定しています。



平成22年度末現在で、再生路盤材等の土木資材や日用品、事務用品等 300 製品を認定しており、それらの普及に努めるとともに、年2回の認定を実施しました。

また、なにわエコ良品をより府民の身近なものとするため、なにわエコ良品専門のインターネットショップ開設に向け、事業者との調整などを行い、平成22年4月1日に「なにわエコ良品ショップ」をオープンしました。

【循環型社会推進室 内線：3815】

[]内の数字は平成22年度の決算(見込み)額

1－（2） 水循環の再生

① 主な目標と達成状況

《主な目標》

- (ア) 大阪湾の浅海域における干潟、藻場の保全・再生
 - ・ 干潟面積を 63.4ha、藻場面積を 47.7ha に拡大
- (イ) 森林の水源かん養機能の向上を図るため、水源林の保全・整備
 - ・ 人工林の間伐実施率概ね 90%
 - ・ 雑木林の維持管理活動の促進
 - ・ 放置竹林 健全化と拡大防止

《目標の達成状況》

- (ア) 大阪湾の干潟・藻場の保全・再生
 - 魚介類の産卵・育成に不可欠な藻場、干潟の面積は次のとおりで、干潟面積は目標達成できませんでしたが、藻場面積は目標を達成しました。
[平成 22 年度] 干潟面積：36.8ha、藻場面積：64.7ha
- (イ) 水源林の保全・整備
 - ・ 人工林の間伐
放置森林対策行動計画の推進により、同計画の期間に定める単年度の残平均計画量 1,067ha（スギ・ヒノキ人工林の間伐必要面積）に対し、1,218ha の間伐を実施（114%）しており、間伐実施率の目標を達成しました。
 - ・ 雑木林の維持管理活動の促進
（財）大阪みどりのトラスト協会が中心となった維持管理活動の定着とともに、協会の指導によりNPOやボランティアによる自主的な活動が定着しました。
 - ・ 放置竹林 健全化と拡大防止
アドプトフォレスト制度により、12社・団体が放置竹林の整備に取り組みました。

② 講じた主な施策・事業

■大阪湾の再生

[1,580 千円]

大阪湾再生推進会議（事務局：近畿地方整備局、国・府県・市等で構成）において策定された「大阪湾再生行動計画」（平成 20 年 11 月改訂）により、関係機関が水質一斉調査など大阪湾再生のための施策を実施しました。また、湾岸の 2 県 17 市 3 町と構成する「大阪湾環境保全協議会」において、大阪湾の環境保全を啓発しました。

【環境管理室 内線：3859】

■「おおさかレインボウぷろじェくと」の推進

[－ 千円]

雨水を活用したまちづくりを推進するため、モデル事業（平成 17～19 年度）の成果を活用し、市民団体、企業及び市町村等と連携を図り、イベントや出前講座等を通じ、府民への雨水利用の普及促進を図りました。

【環境管理室 内線：3859】

■沿岸漁場整備開発事業

[52,487 千円]

漁獲量の増大を図るため、魚介類の産卵場、稚仔魚の育成場である増殖場を造成しました。

【水産課 内線：2765】

[]内の数字は平成 22 年度の決算（見込み）

1-(3) 環境に配慮したエネルギー利用の促進

① 主な目標と達成状況

《主な目標》

(ア)エネルギー消費量 909 PJ (ペタジュール) ※P(ペタ)・・・10¹⁵ (千兆)

(イ)新エネルギー導入目標 (平成 22 年度)

- ・太陽光発電：40 万 kW
- ・クリーンエネルギー自動車：6 万台
- ・廃棄物燃料製造：4 万原油 kL
- ・廃棄物発電：30 万 kW
- ・廃棄物熱利用：1.4 万原油 kL
- ・温度差エネルギー：0.5 万原油 kL
- ・天然ガスコージェネレーション：72 万 kW
- ・燃料電池：14 万 kW
- ・太陽熱利用：35 万原油 kL

(ウ)木質ペレット製造プラントの整備

《目標の達成状況》

(ア)エネルギー消費量

平成 21 年度のエネルギー消費量は 1,091PJ で、目標達成にはさらに 182PJ の削減が必要です。(平成 22 年度は目標達成困難な状況)

(イ)新エネルギー導入実績

新エネルギーの導入実績(表 1-1)は、9 種類のうち、2 種類は目標を達成し、4 種類は 6～8 割の達成状況でした。

表 1-1 新エネルギーの導入実績 (平成 22 年度)

種類	府内導入実績	目標達成率
太陽光発電	14.3 万 kW	36%
クリーンエネルギー自動車	8.2 万台	137%
廃棄物燃料製造 ※	9.97 万原油 kL	249%
廃棄物発電 ※	23.7 万 kW	79%
廃棄物熱利用 ※	0.86 万原油 kL	61%
温度差エネルギー ※	0.40 万原油 kL	79%
天然ガスコージェネレーション	57 万 kW	80%
燃料電池	1,178 kW	0.8%
太陽熱利用 ※	1.7 万原油 kL	5%

※ 廃棄物関係、温度差エネルギー、太陽熱利用については平成 21 年度実績

(ウ)木質ペレット製造プラントの整備

平成 14 年 8 月に高槻市に整備完了

表 1-2 木質ペレット生産量の推移

(単位：t)

年度	16	17	18	19	20	21
生産量	567.3	588.5	604.0	566.6	571.1	368.4

② 講じた主な施策・事業

■エコ燃料実用化地域システム実証事業

[805,171 千円]

バイオエタノール混合ガソリンは運輸部門の二酸化炭素削減対策として期待されています。「エネルギー基本計画」においても、本格普及に向けた目標が掲げられており、全国的に供給できる体制を速やかに構築する必要があります。

平成 22 年度は、引き続き E 3 の製造・流通・販売を大規模かつ広域的に行うとともに、事業性評価に向けて、地域における自立的なエコ燃料生産・利用システムが成立する条件について検討を行いました。

また、国が検討をすすめている高濃度バイオ燃料（E10）の導入に関して、知事公用車をはじめとした府公用車等 34 台の E10 対応車両で公道走行試験等を行い、課題と対応策についての検証を行いました。

【みどり・都市環境室：3856】

■燃料電池自動車普及促進事業

[10,206 千円]

燃料電池自動車による普及啓発事業を実施するとともに、在阪の関係産学官で構成される「おおさか FCV 推進会議」に参画しました。

【新エネルギー産業課：6067】

■エコエネルギー都市・大阪計画の推進

[- 千円]

平成 11 年度に策定した「エコ・エネルギー都市・大阪計画」の進捗状況管理を行いました。

【みどり・都市環境室：3856】

[]内の数字は平成 22 年度の決算(見込み)額

1-(4) 地球環境保全に資する取り組み

① 主な目標と達成状況

《主な目標》

- 2010（平成 22）年度の府域の温室効果ガス排出量を基準年度（*）から 9%削減
*基準年度・・・1990 年度（ただし、代替フロン類は 1995 年度）
- 大阪府内産木材認証推進事業の実施

《目標の達成状況》

○ 府域の温室効果ガスの排出量

2009（平成 21）年度の温室効果ガス排出量は 5,004 万トンで、基準年度の排出量と比べ 13.5%減少しています。（2010（平成 22）年度は目標を達成見込み）

一方、温室効果ガスの 9割以上を占める二酸化炭素の排出量は 4,911 万トンで、基準年度と比べ 4.8%減少しています。

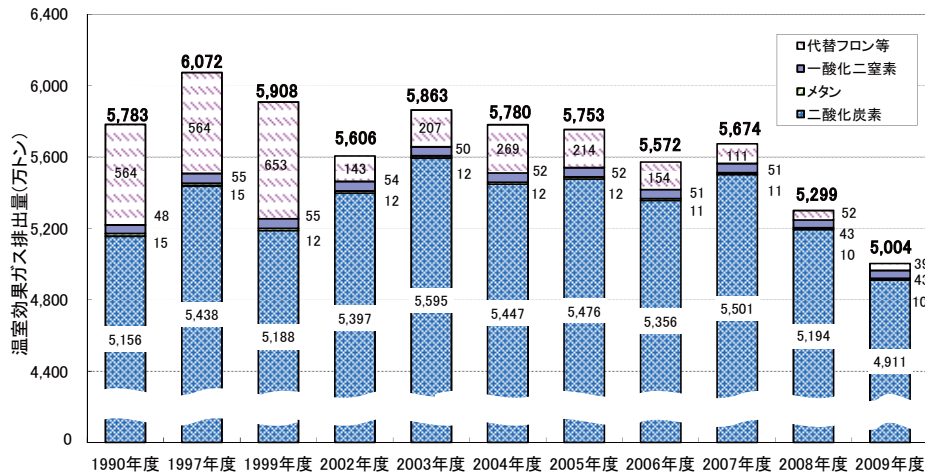
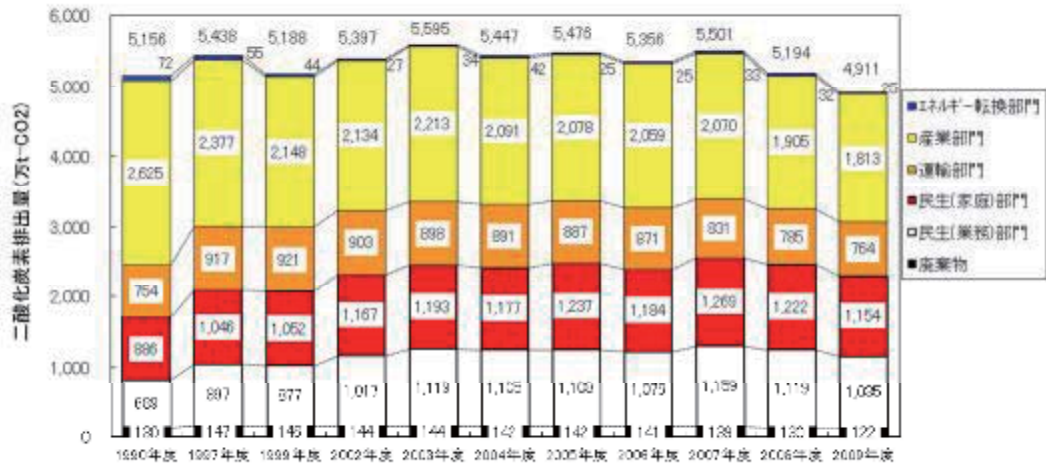


図 1-5 府域の温室効果ガスの排出量の推移



(注) 1 排出量は、各年度の全国の電力排出係数を用いて算定している。
2 四捨五入の関係で、各部門の値の合計と合計欄の値が一致しないものがある。

図 1-6 大阪府内の二酸化炭素の排出量

○大阪府内産木材認証推進事業の実施

平成 19 年度に生産履歴の明確な府内産木材の供給体制を整備し、平成 21 年度から運用を開始しました。

H21 年度実績：49.2 m³、H22 年度実績：245.3 m³

② 講じた主な施策・事業

■温室効果ガス排出削減の中長期計画の策定検討 【新規】

[— 千円]

大阪 21 世紀の新環境総合計画（平成 23 年 3 月）の中で、「国の取り組みと連動し、2020 年度に 1990 年度比で 25%の温室効果ガス排出量の削減」を掲げました。

【みどり・都市環境室：3885】

■特定エリアでの省CO₂対策集中導入事業 【新規】

[688, 146 千円]

先進的な省CO₂対策の集中導入により、業務ビルや商業店舗等の代表的な業務施設におけるCO₂排出量を削減する効果的な対策のモデルスタディを示すとともに、得られたデータを活用し、大阪府域におけるCO₂排出量を 2020 年度までに 1990 年度比で 25%削減できるシナリオの検討を行いました。

【みどり・都市環境室：3885】

■大阪版カーボン・オフセット制度推進事業

[3, 585 千円]

省エネルギー対策による温室効果ガス排出削減クレジットの創出を支援するとともに、そのクレジットの売り手（中小事業者）のシーズと買い手（大規模事業者等）のニーズをマッチングする仲介機関を府と大阪府地球温暖化防止活動推進センターが連携して設置・運営する大阪独自のカーボン・オフセット制度を推進しました。平成 22 年 6 月に府内事業者が省エネ関係で全国初のクレジット認証申請を行いました。

【みどり・都市環境室：3885】

■建築物の環境配慮制度推進事業

[2, 145 千円]

建築物の環境配慮制度の届出対象の拡大を図るとともに、CO₂削減等に重点を置いた評価の届出、評価結果をラベル表示する制度を創設しました。



図 1-7 大阪府建築物環境性能表示

【建築指導室：3025】

■大阪府内産木材認証推進事業

[— 千円]

府内産木材のトレーサビリティを明確にするため、バーコードによる履歴のラベリングを運用し、顔の見える安全・安心な木材の供給を推進しました。

【みどり・都市環境室：2752】

[]内の数字は平成 22 年度の決算(見込み)額

1-(5) ヒートアイランド対策

① 主な目標と達成状況

《主な目標》

屋上緑化実施施設の増加

《目標の達成状況》

屋上・壁面緑化を対象とした補助事業を実施し、33箇所の屋上・壁面緑化実施施設ができ目標を達成しました。

② 講じた主な施策・事業

■ヒートアイランド対策推進計画の推進

[- 千円]

ヒートアイランド対策の目標、基本方向、先行的に推進する具体策等を定めた「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」に基づき、総合的かつ計画的に施策を推進しました。

【みどり・都市環境室 内線：3885】

■ヒートアイランド対策の導入促進

[- 千円]

平成19年度に実施したモデル事業等の成果を活用し、「ヒートアイランド対策ガイドライン」に沿った対策や大阪市中心部のモデル街区における取り組みを促進しました。

【みどり・都市環境室 内線：3885】

■みどりづくり推進事業の実施

[11,048千円]

市街地緑化の推進を効果的に進めるためにモデルとなる民間施設の緑化事業（屋上緑化、壁面緑化）などに対して助成しました。

【みどり・都市環境室 内線：2743】

■自然環境保全条例に基づく建築物敷地の緑化促進

[16,058千円]

自然環境保全条例に基づき、一定規模以上の敷地で建築物の新築、増改築を行う建築主に対し、一定基準以上の緑化を義務付けるとともに、前年度に同条例の規定等に基づき緑化を実施した者の中から、特に優れた者を「おおさか優良緑化賞」として表彰しました。

【みどり・都市環境室 内線：2745】

[]内の数字は平成22年度の決算(見込み)額

2 環境への負荷が少ない健康的で安心なくらしの確保（健康）

2-(1) 自動車公害の防止

① 主な目標と達成状況

《主な目標》

ア) 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境保全目標の達成

イ) 対策地域*における自動車からの大気汚染物質排出量

窒素酸化物：16,450トン／年、粒子状物質：740トン／年

*自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）の対策地域（豊能町、能勢町、太子町、河南町、千早赤阪村、岬町を除く37市町）

ウ) 道路に面する地域の環境騒音について環境保全目標を概ね達成

《目標の達成状況》

ア) 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境保全目標達成状況

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の平成22年度の環境保全目標の達成率は、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）でいずれも100%となり、目標を達成しました。

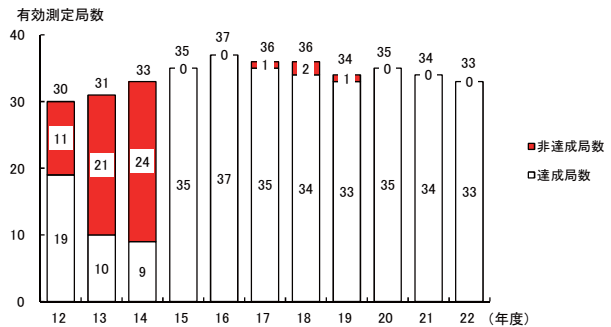
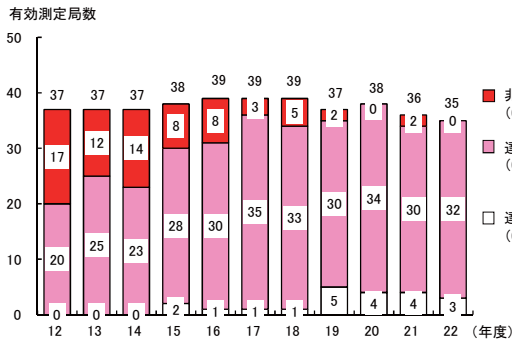


図 2-1 二酸化窒素の環境保全目標達成状況の推移（自排局）

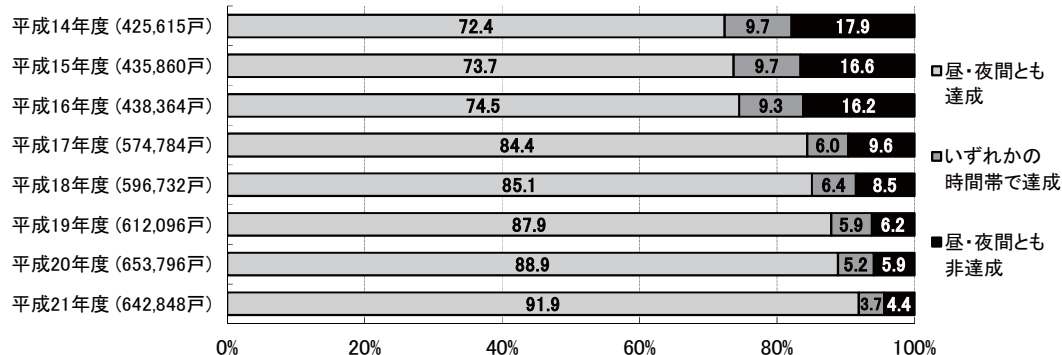
図 2-2 浮遊粒子状物質の環境保全目標達成状況の推移（自排局）

イ) 自動車からの窒素酸化物及び粒子状物質排出量

平成21年度の対策地域における自動車からの窒素酸化物排出量は14,900トン／年、粒子状物質排出量は620トン／年となり、窒素酸化物については平成20年度から、粒子状物質については平成21年度に初めて目標を達成しました。（平成22年度も達成見込み）

ウ) 環境騒音（道路に面する地域）

道路に面する地域における環境騒音に係る環境保全目標達成率は上昇の傾向で推移していますが、平成21年度の達成率は91.9%（昼間・夜間とも達成）であり、計画目標の達成は困難な状況です。



(備考) 昼間：午前6時～午後10時 夜間：午後10時～翌日の午前6時
()内は評価対象とした住居の戸数。

図 2-3 環境騒音（道路に面する地域）の環境保全目標達成率の推移（面的評価）

② 講じた主な施策・事業

■自動車排出ガス総量削減計画の進行管理事業

[4,981千円]

平成15年7月に策定した自動車NO_x・PM総量削減計画に掲げた各種施策の進捗状況の把握や対策地域における自動車からの窒素酸化物及び粒子状物質排出量の算定など進行管理を行うとともに、移動測定車を用いて対策地域外における大気状況の把握を行いました。

【環境管理室 内線：3895】

■流入車対策推進事業

[26,394千円]

二酸化窒素(NO₂)及び浮遊粒子状物質(SPM)に係る環境基準の達成を図るため、生活環境の保全等に関する条例(平成19年10月25日改正条例公布)の規定により、運送事業者、荷主、旅行者及び施設管理者等の連携した枠組みによる流入車規制を実施しています。

大阪府の対策地域内に発着する場合には適合車等の使用及びステッカーの表示を義務付けており、本規制の実効性を確保するため、立入検査・指導を実施しました。

【環境管理室 内線：3895】

■自動車公害対策事業

[977千円]

官民が協力し、自動車公害(自動車排ガス、自動車騒音)の改善を図るため、関係32機関で構成する「大阪自動車環境対策推進会議」を大阪市、堺市と共同で運営し、自動車使用の自粛や低公害車の導入等の啓発を行いました。

【環境管理室 内線：3895】

■エコカー普及推進事業 【新規】

[17,452千円]

排出ガス性能が良く二酸化炭素(CO₂)排出量の少ない多様なエコカーの普及を図るため、平成22年5月に「大阪エコカー協働普及サポートネット」を設立し、官民協働でエコカーの率先導入やインフラ整備、啓発事業の実施など、エコカー普及に向けた取り組みを行っています。

また、経済産業省から平成22年12月に「第2期EV・PHVタウン」の追加指定を受け、「EV・PHVタウン」の推進に向けた実行計画として、平成23年3月に「大阪府EV・PHVのまち推進マスタープラン」を策定しました。

【環境管理室 内線：3895】

■騒音振動モニタリング(道路に面する地域)

[3,321千円]

幹線道路の沿道について自動車騒音の状況の常時監視を行いました。

【環境管理室 内線：3897】

■沿道環境対策の推進

[—千円]

大阪府道路環境対策連絡会議(国土交通省大阪国道事務所、府、大阪市等で構成)が平成9年3月に策定した「大阪府域の沿道環境対策について」に基づき、関係諸機関が連携し、沿道における環境対策を推進しました。

【環境管理室 内線：3897】

[]内の数字は平成22年度の決算(見込み)額

2-(2) 廃棄物の適正処理

① 主な目標と達成状況

《主な目標》

不法投棄の根絶

(※環境総合計画策定後に追加設定したもの)

《目標の達成状況》

産業廃棄物の不適正処理件数は、平成15年度以降、やや減少傾向となっておりますが、不適正処理は依然として多発しており、その手口が悪質・巧妙化しています。

なお、不適正処理事案の内訳としては、野外焼却と建設系産業廃棄物の野積みが大多数を占めています。

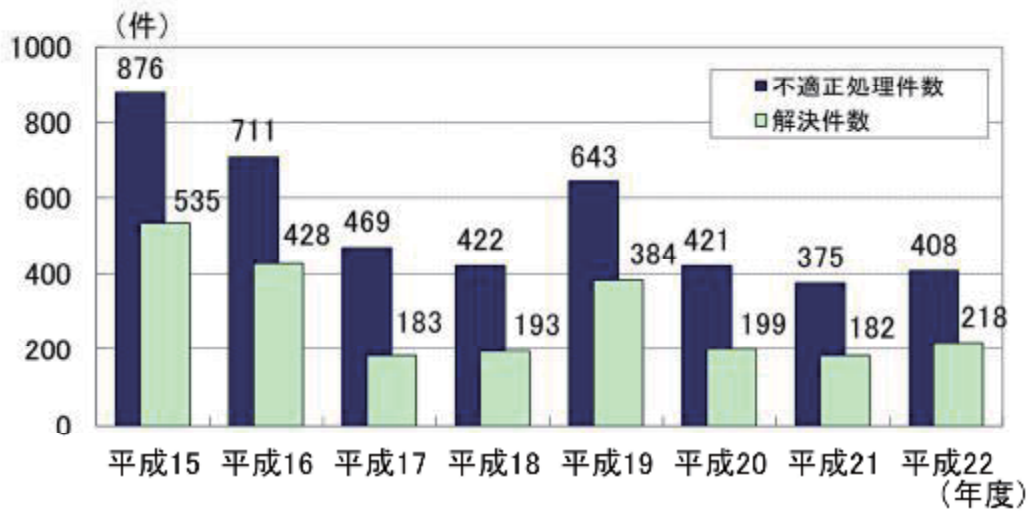


図 2-4 産業廃棄物の不適正処理件数の推移



図 2-5 産業廃棄物の不適正処理現場

② 講じた主な施策・事業

■産業廃棄物の不適正処理の根絶

[16,420 千円]

産業廃棄物の野外焼却や野積み等の不適正処理の未然防止を図るため、排出事業者や処理業者に対し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付の徹底や適正処理の指導を強化するとともに、土地所有者等への土地の適正管理等の啓発・指導により不適正処理の未然防止を図りました。

また、警察との連携等により不適正処理の迅速な解決を図りました。



図 2-6 産業廃棄物の不適正処理現場

【循環型社会推進室 内線：3825・3827】

■PCB廃棄物適正処理の推進

[- 千円]

PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理については、日本環境安全事業(株)が、近畿圏の処理拠点として大阪市此花区に脱塩素化分解方式による処理能力2t/日の施設を建設し、平成18年10月から稼働しています。

「大阪府PCB廃棄物処理計画」（平成16年3月策定）に基づき、近畿ブロック関係府県市と協力して適正処理を推進するとともに、保管事業場への立入検査等により、保管廃棄物の適正管理の徹底を図りました。

また、中小企業によるPCB廃棄物の処理を支援するため、国・都道府県が（独）環境再生保全機構に拠出したポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を通じて、中小企業が負担するPCB処理費用を軽減しました。

【脱塩素化分解方式】

トランス・コンデンサ等の処理対象物に含まれるPCBを抜取、洗浄、密閉・真空状態での加熱等の方法により分離・回収した後、触媒の存在下にて260℃、常圧でPCBを水素と反応させて、塩酸とビフェニルに分解し、無害化します。

表 2-1 大阪府域^{*}のPCB保管等届出状況

（平成22年3月31日現在）

	保管中	使用中
高圧機器	8.5千台	3.6百台
低圧機器	370千台	2千台
廃油等	237トン	—
廃感圧紙	12トン	—

*）大阪市、堺市、東大阪市及び高槻市を除く。

【環境管理室 内線：3865】

■微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業

[3,344 千円]

絶縁油中に微量のPCBが混入しているトランス、コンデンサ等の廃棄物（微量PCB汚染廃電気機器等）の府域（大阪市、堺市を除く。）における実態を把握するとともに、保有者の負担軽減を図るため、混入の疑いのある廃電気機器等の保有者に対してPCB測定費用の一部を補助しました。

【環境管理室 内線：3865】

[]内の数字は平成22年度の決算(見込み)額

2-(3) 大気環境の保全

① 主な目標と達成状況

《主な目標》

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境保全目標の達成

《目標の達成状況》

○ 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境保全目標の達成

大気環境（自動車排出ガス測定局における大気環境の状況は自動車環境の防止の項で記述）について、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の平成22年度の環境保全目標の達成率はいずれも100%となり、目標を達成しました。また、年平均濃度も緩やかな改善傾向にあります。



図 2-7 二酸化窒素の環境保全目標達成状況の推移（一般局）

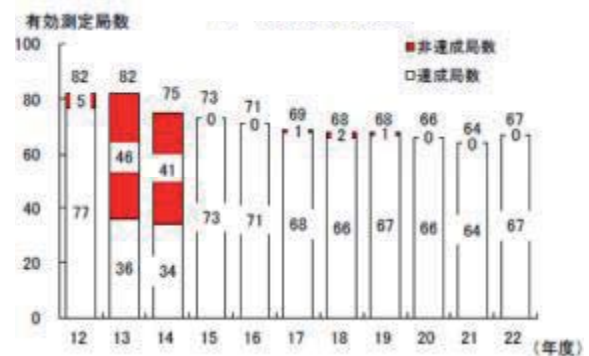


図 2-8 浮遊粒子状物質の環境保全目標達成状況の推移（一般局）



図 2-9 二酸化窒素濃度（年平均値）の推移（一般局）

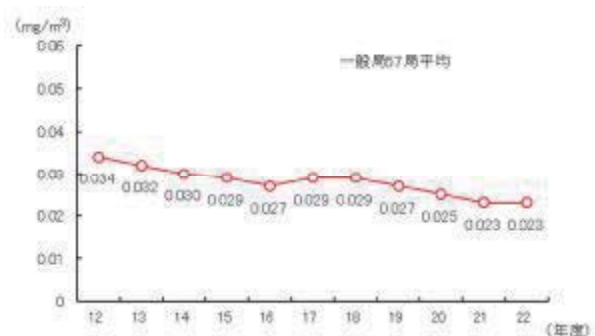


図 2-10 浮遊粒子状物質濃度（年平均値）の推移（一般局）

② 講じた主な施策・事業

■大気汚染防止規制指導事業

[1,757千円]

大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準の遵守徹底を図るため、対象工場・事業場に対し、立入検査や届出審査及び改善指導等を行いました。

【環境管理室 内線：3877】

■大気汚染防止計画推進事業

[721千円]

工場・事業場からの窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）など大気汚染物質の排出削減動向を把握するとともに、大気環境保全に関する先進的な取組や学術的な調査・研究などの情報を収集するため、全国大気汚染防止連絡協議会（都道府県及び大気汚染防止法政令市などで構成）に参加しました。

【環境管理室 内線：3859】

■光化学スモッグ対策事業

[685千円]

光化学スモッグ発令時において、府民への周知、緊急時対象工場への窒素酸化物（NO_x）や揮発性有機化合物（VOC）の削減要請を行いました。

【環境管理室 内線：3859】

【環境農林水産総合研究所 06-6972-7632】

■浮遊粒子状物質環境調査

[5,034千円]

微小粒子状物質（PM_{2.5}）削減対策に資するため、微小粒子状物質（PM_{2.5}）の成分測定を行い、府内の汚染状況の実態把握と発生源由来の解析を行いました。

【環境農林水産総合研究所 06-6972-5862】

■有害大気汚染物質モニタリング事業

[13,691千円]

長期曝露により人への健康被害が懸念される有害大気汚染物質のうち、環境基準が設定されているベンゼン等環境省が指定する19物質について、府内9地点においてモニタリングを実施しました。

【環境農林水産総合研究所 06-6972-5862】

■大気汚染状況の解析

[572千円]

国立環境研究所及び各自治体環境研究所との共同研究「PM_{2.5}及び光化学オキシダントの実態解明と発生源寄与評価に関する研究」に参加し、濃度変化、高濃度事象解析に加え、発生、移流、二次生成、東アジア規模の広域移流等の挙動、メカニズム解明に取り組みました。

また、東アジア規模の大気汚染物質広域移流を観測するため、大気常時監視データの活用に加えて、ライダー観測データや、人工衛星観測データを活用したモニタリングに国立環境研究所等と共同して取り組みました。

PM_{2.5}の発生源や生成メカニズムの解明のため、粒子状物質の成分分析結果を統計学的に処理することにより、発生要因を判別する手法の確立を行いました。

【環境農林水産総合研究所 06-6972-7632】

[]内の数字は平成22年度の決算(見込み)額

2 - (4) 水環境の保全

① 主な目標と達成状況

《主な目標》

公共用水域の環境保全目標達成率

健康項目：概ね 100%、BOD（河川）：概ね 100%、COD（海域） 概ね 80%

《目標の達成状況》

ア) 河川

健康項目（カドミウム等）は、調査検体数 8,209 件のうち 8,185 件が環境保全目標に適合（99.7%）しており、計画の目標を達成しています。BODは、81 水域のうち 69 水域で環境保全目標を達成し、過去最高の達成率（85.2%）となりましたが、計画の目標達成には至りませんでした。

イ) 海域

健康項目は、全 22 地点で環境保全目標を達成しており、計画の目標を達成しています。CODは、大阪湾の環境基準点 15 地点のうち 6 地点で環境保全目標を達成しましたが、計画上の目標達成には至りませんでした。

表 2-2 河川の健康項目環境保全目標達成状況

年度	調査対象 検体数 (a)	保全目標値 適合検体数 (b)	保全目標値 適合割合 (%) (b/a)
平成 13	13,419	13,396	99.8
" 14	13,554	13,509	99.7
" 15	13,062	13,033	99.8
" 16	13,378	13,335	99.7
" 17	12,228	12,187	99.7
" 18	12,105	12,080	99.8
" 19	11,885	11,861	99.8
" 20	10,773	10,744	99.7
" 21	8,398	8,379	99.8
" 22	8,209	8,185	99.7

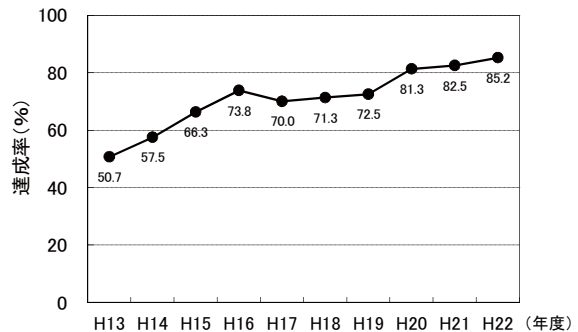


図 2-11 河川の BOD の推移

表 2-3 大阪湾の COD（表層）環境保全目標達成地点数及び達成率

	基準値	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
A（6地点）	2 mg/L以下	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B（3地点）	3 mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C（3地点）	8 mg/L以下	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
C（港内3地点）	8 mg/L以下	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
計（15地点）		7	6	6	6	6	6	6	6	6	6
保全目標達成率 (%)		46.7	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0

（注） 表層は海面下 1 m 層です。

大阪湾内測定地点の A、B、C のあてはめについては、P79 の別表を参照してください。

② 講じた主な施策・事業

■総量削減計画の策定及び進行管理

[2, 028 千円]

閉鎖性水域である大阪湾の水質改善を図るため、第6次総量削減計画に基づき化学的酸素要求量（COD）、窒素(T-N)及びりん(T-P)の府域での発生量の削減を推進するとともに、第7次総量削減計画の策定に向けた検討を行いました。
【環境管理室 内線：3859】

■生活排水対策推進事業

[308 千円]

市町村が下水道や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設を効率的・効果的に整備するための生活排水処理計画を見直しするにあたり、技術的支援を行うとともに、「大阪府生活排水対策推進月間」（2月）を中心にイベントや街頭啓発等を通じて、家庭における生活排水対策の浸透を図りました。

■河川の水質管理に向けた取り組み

[949 千円]

河川水質の改善のため、寝屋川流域では「水質改善に係る環境行政連絡会」を中心に、事業者への指導の徹底や下水道接続の推進などの取り組みを、大和川流域では「大和川水質改善検討チーム」を中心に、生活排水対策等の取り組みを推進しました。
【環境管理室 内線：3872】

■水質汚濁防止規制指導事業

[6, 004 千円]

水質汚濁防止法及び府生活環境の保全等に関する条例に基づく排水基準の遵守徹底を図るため、対象工場や事業場に対し、立入検査や改善指導等を行いました。
【環境管理室 内線：3872】

■公共用水域常時監視事業

[40, 392 千円]

水質汚濁防止法に基づいて、河川及び海域における水質等の常時監視の測定計画の策定及び監視を行い、環境基準達成状況の把握を行いました。
【環境農林水産総合研究所 06-6972-5862】

■寝屋川流域清流ルネッサンスⅡ

[132, 276 千円]

「寝屋川流域水循環系再生構想」の実現に向け、平成23年を目標年として、平成16年5月に策定された寝屋川流域清流ルネッサンスⅡ（第二期水環境改善緊急行動計画）に基づき、河川事業や下水道事業、住民協働による生活排水対策など、流域全体で水質改善、流量確保、水辺環境の整備を図りました。平成22年度は、寝屋川の浄化浚渫や、恩智川の多自然浄化施設の整備等を行いました。

【河川室 内線：2952】

■広域総合水質調査国庫委託事業

[1, 388 千円]

環境省からの委託を受け、瀬戸内海の水質汚濁防止対策に資するため、瀬戸内海の関係府県とともに広域的かつ統一的に大阪湾の水質汚濁及び富栄養化の実態調査を行いました。

【環境農林水産総合研究所 06-6972-5862】

■浄化槽整備事業の推進

[24, 695 千円]

生活排水対策やトイレの水洗化による生活環境の改善に効果的な浄化槽の設置を促進するため、個人が浄化槽を設置する際の費用の一部を助成する「浄化槽設置整備事業（個人設置型）」及び市町村が主体となって各戸に浄化槽を設置し、住民から使用料を徴収して管理運営する「浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）」を実施する市町村に対して、引き続き府費補助金を交付するなど、より一層の浄化槽整備を図りました。

【環境衛生課 内線：2577】

[]内の数字は平成22年度の決算(見込み)額

2 - (5) 地盤環境の保全

① 主な目標と達成状況

《主な目標》

- ア) 地盤沈下を進行させない。
- イ) 地下水汚染の環境保全目標を概ね達成する。
- ウ) 汚染土壌の影響が周辺に及ばないように適切に管理されていること。

《目標の達成状況》

ア) 地盤沈下

計画策定（平成 14 年 3 月）以降、地盤の累積沈下量はほとんど変動が見られず目標を達成しました。

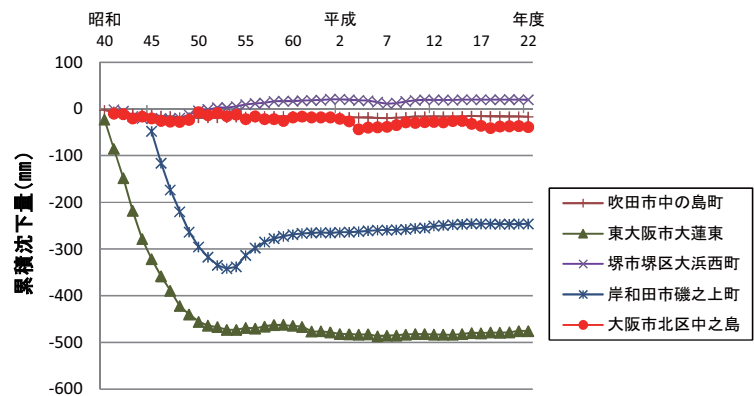


図 2-12 府内の主な地点における累積沈下量の推移

イ) 地下水汚染

79 地点の井戸水について、環境保全目標が定められているカドミウム等 28 項目を対象に概況調査を実施したところ、74 地点で環境保全目標を達成（達成率 93.7%）しており、目標を概ね達成しています。

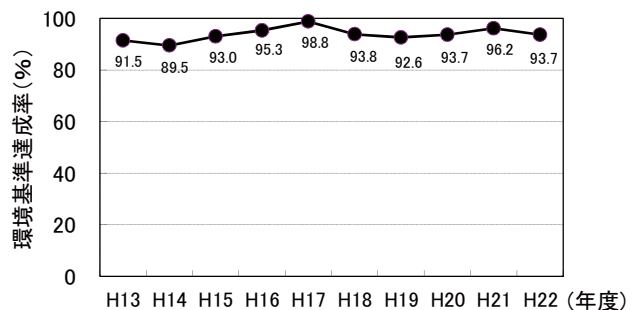


図 2-13 地下水質概況調査の環境保全目標達成率の推移

ウ) 土壌汚染

府内の土壌汚染対策法及び条例に基づき指定された区域については適切に管理されており、汚染の除去の措置が講じられた土地については区域の指定が解除されています。また、法及び条例の対象とならない土地についても、自主的な調査・対策に対する指導・助言により適切な管理を促進しており、目標を達成しました。

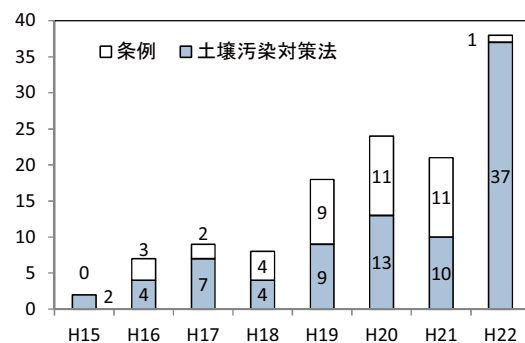


図 2-14 府内の土壌汚染対策法及び条例に基づく区域指定件数の推移

② 講じた主な施策・事業

■地盤沈下規制指導事業

[2,903 千円]

地盤沈下を未然防止するため、地盤沈下観測所での地下水位・地盤沈下量の常時監視、地下水採取事業場に対する指導、地下水採取量の把握等を行いました。

【環境管理室 内線：3867】

■土壌・地下水汚染対策推進事業

[7,583 千円]

土壌汚染対策法及び府生活環境の保全等に関する条例に基づき、土地所有者等が行う土壌汚染状況調査、汚染の除去等の措置に対する指導や土壌汚染対策法の助成制度を活用して対策費用の一部を助成しました。また、水質汚濁防止法に基づく有害物質を含む地下浸透水の浸透防止の指導を行いました。

【環境管理室 内線：3867】

■地下水質常時監視事業

[3,650 千円]

水質汚濁防止法に基づき、府内の地下水の有害物質による汚染状況を監視するため、概況調査、汚染井戸周辺地区調査、継続監視調査を実施しました。

【環境農林水産総合研究所 06-6972-5862】

【環境管理室 内線：3867】

[]内の数字は平成22年度の決算(見込み)額

2 - (6) 騒音・振動の防止

① 主な目標と達成状況

《主な目標》

一般地域の環境騒音について環境保全目標を概ね達成

《目標の達成状況》

一般地域における環境騒音に係る環境保全目標達成率は上昇の傾向で推移していますが、平成21年度の達成率は77.2%（昼間・夜間とも達成）であり、計画目標の達成は困難な状況です。

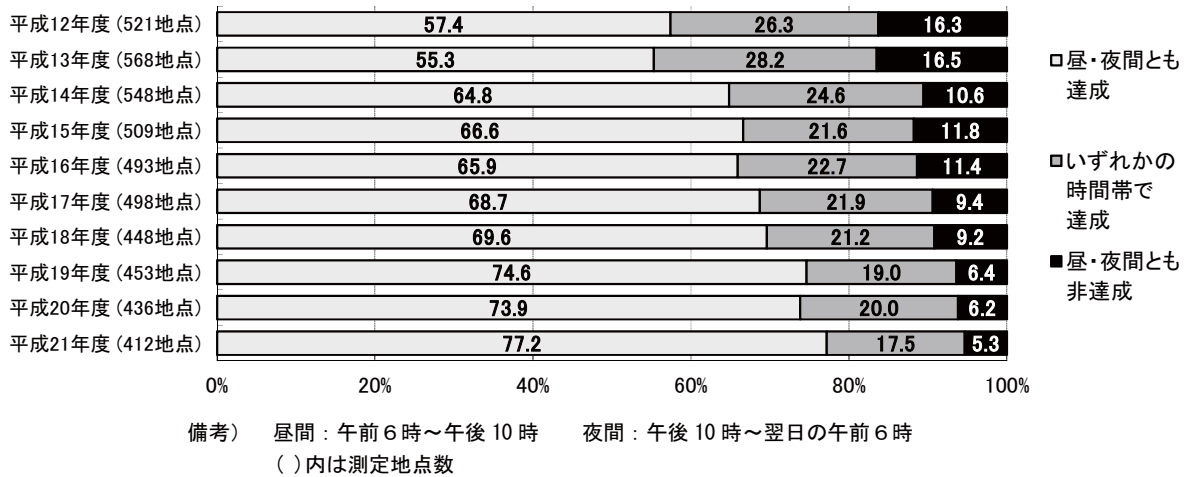


図 2-15 環境騒音（一般地域）の環境保全目標達成状況の推移

② 講じた主な施策・事業

■法・条例に基づく規制指導

[8,824千円]

工場・事業場や建設作業等の騒音・振動に関する規制・指導権限を有している市町村に対して技術的な指導や助言を行うとともに、航空機による商業宣伝放送の規制等について事業者の指導を行いました。

【環境管理室 内線：3897】

■大阪国際空港周辺における航空機騒音の常時監視等

[4,865千円]

大阪国際空港周辺における航空機騒音の状況を把握し、航空機公害対策を推進するため、航空機騒音の常時監視及び関係市と連携した随時測定を行いました。

【環境管理室 内線：3897】

■関西国際空港周辺における航空機騒音実態調査事業

[2,310千円]

関西国際空港周辺において航空機騒音の実態調査を行い、航空機騒音に係る環境基準の達成状況を把握しました。

【環境管理室 内線：3897】

■騒音振動モニタリング（一般地域）

[3,969千円]

市町村で技術的に対応困難な事案について、騒音・振動・低周波音の検査分析を行いました。

【環境管理室 内線：3897】

[]内の数字は平成22年度の決算(見込み)額

2 - (7) 有害化学物質による環境リスクの低減・管理

① 主な目標と達成状況

《主な目標》

ア) 2010（平成 22）年度までにダイオキシン類の排出量を 2005（平成 17）年度の目標排出量よりさらに削減し、環境保全目標を概ね達成する。

※2005(平成 17)年度の目標…ダイオキシン類対策特別措置法で定める特定施設から排出されるダイオキシンの量を
2000(平成 12)年度の 89.4g から約4割削減。

イ) 環境リスクの高い化学物質について排出量を削減する。

《目標の達成状況》

ア) ダイオキシン類

平成 22 年度における排出量は 5.8g で、平成 12 年度の排出量 89.4g より 93.5%減少しています。

また、環境保全目標の達成率は、大気、海域水質・底質、地下水質及び土壌で 100%、河川水質 91%、河川底質 95%となっており、計画の目標を達成しました。

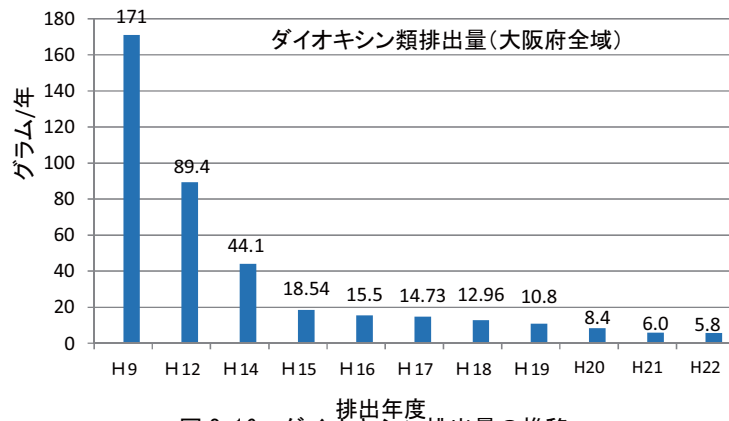


図 2-16 ダイオキシン排出量の推移

イ) 環境リスクの高い化学物質

有害性のおそれがあるとしてPRTR法で指定されている化学物質の排出量は平成 17 年度以降において着実に削減され、目標を達成しています（平成 22 年度も達成の見込み）。

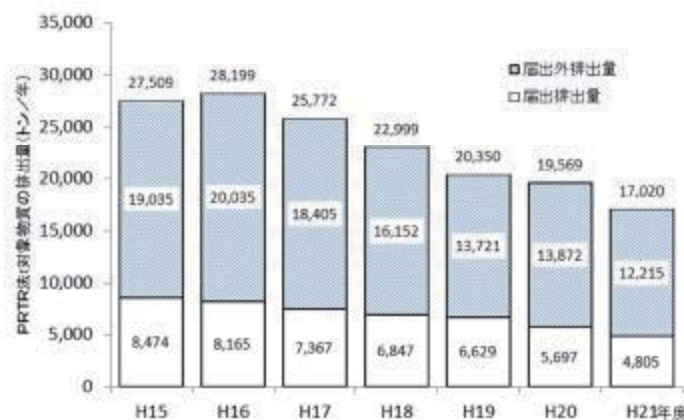


図 2-17 府内におけるPRTR法対象物質の排出量の経年変化

※届出外排出量とは、届出要件に満たない対象業種、非対象業種、自動車等及び家庭からの排出量をいいます。

② 講じた主な施策・事業

■ダイオキシン類対策事業(発生源対策)

[613 千円]

事業者による排ガス及び排出水のダイオキシン類の濃度の測定結果や、全施設から発生したダイオキシン類の排出量を公表しました。また、特定施設を設置している事業場を対象に立入指導や行政測定を行い、排出量の削減を促進しました。

【環境管理室 内線：3877】

■ダイオキシン類常時監視

[65,738 千円]

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、河川・海域(水質、底質)、地下水、土壌のダイオキシン類の常時監視を行い、府内の汚染状況を把握するとともに、追跡調査や精度管理、排出規制に係る測定を行いました。

【環境農林水産総合研究所 06-6972-5865】

■化学物質対策の推進

[5,769 千円]

化学物質による環境リスクを低減するため、PRTTR法に基づき、排出量等の届出、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、化学物質の取扱量や化学物質管理計画等の届出を指導し、事業者による化学物質の自主的管理を促進しました。

また、ホームページ等を通じて化学物質の排出量の集計データ等を公表しました。

【環境管理室 内線：3879】

■アスベスト飛散防止対策等の推進

[1,391 千円]

中皮腫や肺がんなどの原因となるアスベスト(石綿)から府民の健康を守るため、大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく立入検査、石綿濃度測定等を行い、建築物等の解体・改造・補修に係るアスベスト飛散防止対策の徹底を図りました。

特に6月と12月を「アスベスト飛散防止推進月間」と位置づけ、解体現場パトロールを実施するとともに、6月には、関係団体の参画による会議や府民・事業者を対象としたセミナーを実施するなど、重点的な取り組みを行いました。

【環境管理室 内線：3877】

■府有施設吹付アスベスト対策事業

[169,665 千円]

アスベストによる健康被害を防ぐため、府有施設において使用されている吹付アスベストの除却対策工事を実施するとともに、空気環境測定等の定期点検を実施しました。

【公共建築室 内線：4607】

■大阪エコ農業総合推進対策事業

[13,530 千円]

府では農薬の使用回数と化学肥料の使用量を府内の標準の半分以下にして栽培した農産物を「大阪エコ農産物」として認証する制度を推進しています。本制度を中心に、府民が求める安心な農産物生産を基本に農業による環境への負荷を軽減するとともに、農業の持つ物質循環機能を活かしながら、地域環境の保全に寄与する大阪エコ農業の推進を引き続き行いました。

【農政室(環境農林水産総合研究所内) 072-958-6551 内線208】

[]内の数字は平成22年度の決算(見込み)額

2－(8) 環境保健対策及び公害紛争処理

① 主な目標と達成状況

《主な目標》

環境保健サーベイランスシステムの運用手法を確立します。

《目標の達成状況》

国のサーベイランスシステムが確立され、本格稼働されたことにより、目標は達成しています。
(府独自の健康モニタリングについては平成15年度で終了し、以降は国の調査に協力しています。)

② 講じた主な施策・事業

■環境保健サーベイランス調査

[1,962 千円]

国において全国的に実施している大気汚染に係る環境保健サーベイランス調査に関して、国の委託を受け、健康モニタリングを実施しています。

平成22年度調査における対象者数

3歳児：1,190名

6歳児：1,069名

【環境衛生課 内線：2579】

■石綿健康被害救済促進事業

[47,000 千円]

アスベスト健康被害者の救済のため、平成18年2月に制定された「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、(独)環境再生保全機構に創設された石綿健康被害救済基金に対し、国・他都道府県・事業者とともに拠出し、救済制度の円滑な運用を図りました。

【環境管理室 内線：3877】

[]内の数字は平成22年度の決算(見込み)額

3 豊かな自然との共生や文化が実感できる魅力ある地域の実現（共生・魅力）

3-1 生物多様性の確保

① 主な目標と達成状況

《主な目標》

新たに 560ha の鳥獣保護区の設定を目指す

《目標の達成状況》

○野生鳥獣の保護上重要な周辺山系の森林及び鳥類の集団渡来地として重要な河川等を鳥獣保護区に指定（平成 12 年度当初 14 箇所、8,096ha）。市町村や関係者の合意形成を図りながら新規指定並びに指定の更新に努めた結果、平成 22 年度時点では 18 箇所、12,801ha と 4,705ha の増加となり、設定した目標以上の指定を行うことができた。

表 3-1 鳥獣保護区の面積とその推移

年 度	H12 年当初	H16 年	H17 年	H20 年	H21 年	H22 年時点
箇所数	14	15	16	17	18	18
面積	8,096ha	10,596ha	10,621ha	11,701ha	12,801ha	12,801ha
	追加箇所数	1	1	1	1	
	追加面積	2,500ha	25ha	1,080ha	1,100ha	

② 講じた主な施策・事業

■関空周辺海域採捕禁止区域管理事業

[7,858 千円]

海藻が繁茂し、魚介類の成育場となっている関西国際空港周辺海域の保護を図るため、採捕禁止区域の普及啓発を実施しました。

【水産課 内線：2763】

■天然記念物イタセンパラの保護増殖及びこれを利用した普及啓発事業

[5,000 千円]

大阪府に生息する天然記念物の淡水魚イタセンパラは、平成 17 年度以降、その生息が確認されていません。そこで、平成 21 年度、水生生物センターでは、国土交通省・淀川河川事務所と共同で、所内で飼育しているイタセンパラを淀川に放流し野生復帰を試みました。平成 22 年度は、自然での生息環境を改善するため、その繁殖に必要な二枚貝の生息状況調査、生息に脅威を与えている外来生物の繁殖抑制や駆除に関する調査研究を実施しました。また、当センター内のピオトープ池にイタセンパラを放流し、親子等府民を対象に観察会等を開催したり、小中学校に実物のイタセンパラを出張展示し、出前授業を実施し、自然保護や生物多様性の重要性について普及啓発を行いました。

【環境農林水産総合研究所 072-833-2770】

[]内の数字は平成 22 年度の決算(見込み)額

3 - (2) 自然環境の保全・回復・創出

① 主な目標と達成状況

《主な目標》

泉州地域などにおいて府立自然公園を指定します。

《目標の達成状況》

府内の山系で自然公園指定がなされていない阪南市及び岬町の地域において、優れた自然の風景地の保護と適正な利用を推進するため、新たに自然公園指定することとし、平成 22 年度までに地権者説明や関係機関との協議等を終えました。(概ね目標達成)

なお、平成 23 年 7 月に府立阪南・岬自然公園 947ha を新たに指定しました。

表 3-2 自然公園の指定状況

名 称	指定年月日	面積	備考
府立北摂自然公園	H13.8.31	2,594ha	
府立阪南・岬自然公園	H23.7.7	947ha	

② 講じた主な施策・事業

■府立自然公園指定の推進

[- 千円]

阪南市及び岬町での府立自然公園の指定に向け、公園指定書及び公園計画書の原案を作成し、自然公園法及び府立自然公園条例に基づき、国の関係地方行政機関との協議や、地元市町長への意見照会を行った。

【みどり・都市環境室 内線：2755】

■農空間保全地域制度の推進

[83,949 千円]

「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」に基づき、農空間の公益的機能を発揮させるため、遊休農地の解消など、府民の幅広い参加で農空間を守り育てる取り組みをすすめました。



図3-1 遊休農地活用例（企業の農業参入）

【農政室 内線：2775】

■栽培漁業推進事業

[322 千円]

漁業生産の向上を図るため、栽培漁業推進協議会を開催し、栽培漁業基本計画を策定するとともに、栽培漁業センターにより栽培対象魚介類の種苗生産、放流を行い、栽培漁業を推進しました。

【水産課 内線：2765】

■森林資源モニタリング調査

[1,340 千円]

カシノナガキクイムシ（カシナガ）によるナラ枯れ被害は、大阪府域では平成 21～22 年度に北摂で確認されました。

カシナガは、生木に寄生するキクイムシで、虫体が運ぶカビが樹体内で繁殖すると、防御物質によって導管が塞がれるため、木は夏に水切れを起こして枯れます（図 3-2）。

そこで、ナラ枯れの発生した高槻市と交野市を中心に、対策後の被害の拡大・収束について、モニタリング調査を実施しました。その結果、伐倒駆除実施地において被害が再発したうえ、被害が広がっていることが判明しました。



図3-2 カシナガのオス(上)とメス(下)

【環境農林水産総合研究所 072-958-6551】

■堂島川護岸壁面緑化・シンボルツリー植栽 【新規】

[233,408 千円]

大阪市が進める土佐堀川左岸の護岸緑化と連携して、堂島川右岸を緑化することにより、中之島一帯にみどりの連続性を確保し、都心にみどりの風を呼び込むためのネットワークを形成します。

平成 22 年度は、堂島川護岸の壁面緑化、シンボルツリー植栽を実施しました。

【河川室 内線：2952】

[]内の数字は平成 22 年度の決算(見込み)額

3-(3) 自然とのふれあいの場の活用

① 主な目標と達成状況

《主な目標》

- ア) 周辺山系の自然と親しむ機会を持った府民の数を年間 300 万人以上とする
- イ) 金剛生駒紀泉国定公園の拡大地域において、新たに整備してきた、里山の自然学校「紀泉わいわい村」(府民の森ほりご園地)において年間 2 万人以上の利用を目指す。

《目標の達成状況》

- ア) 周辺山系の自然と親しむ機会を持った府民の数を年間 300 万人以上
府民が安全・安心に過ごせる多様な自然とのふれあいの場を提供するため、府民の森の改修・整備等を計画的に進めるとともに利用を促進することにより、平成 22 年度における府民の森利用者数は約 154 万人で多くの府民に利用されていますが、達成率は 51.3%と目標達成には至りませんでした。広報活動等を実施していますが、利用者はここ数年横ばいであり、目標達成は厳しい状況です。

表 3-3 府民の森利用者数の推移 (万人)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
利用者数	155	138	140	148	158	154

※(紀泉わいわい村の利用数を含む。)

- イ) 里山の自然学校「紀泉わいわい村」利用者数 年間 2 万人以上
金剛生駒紀泉国定公園の拡大地域において、新たに整備してきた、里山の自然学校「紀泉わいわい村」(府民の森ほりご園地)の平成 22 年度利用者数は約 3.2 万人で達成率は 158%と目標を達成しました。

表 3-4 里山の自然学校「紀泉わいわい村」利用者数の推移

(万人)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
利用者数	3.1	3.2	3.3	3.7	3.2	3.2

② 講じた主な施策・事業

■自然公園管理事業

[72, 335 千円]

長距離自然歩道や自然公園施設の維持・管理等を行うとともに、自然公園内において、ゴミの不法投棄の防止や森林美化意識の向上を図るための普及啓発施策を展開することにより、自然景観と貴重な動植物の生息環境の保持に努めました。

【みどり・都市環境室 内線：2755】

■府民の森管理運営事業

[242, 571 千円]

府民に自然とのふれあいの場を提供し、自然環境に対する意識の高揚を図るため、大阪府民の森 9 園地の維持管理、運営を行いました。

【みどり・都市環境室 内線：2755】

■自然公園整備事業

[120, 471 千円]

明治の森箕面国定公園、金剛生駒紀泉国定公園及び北摂自然公園を保全するとともに、府民に憩いの場を提供するため、自然公園施設の改修、安全対策、森林景観の整備等を行いました。

【みどり・都市環境室 内線：2755】

■府民の森保全整備事業

[290, 067 千円]

府民の自然とのふれあいの場となる府民の森の利用促進を図るため、各園地の特性を活かした施設整備や安全性確保の対策を実施しました。

【みどり・都市環境室 内線：2755】

■府立青少年海洋センターの管理運営

[133, 560 千円]

海を通じて、青少年に自然と親しむ健康で文化的なレクリエーション活動の場を提供し、もって青少年の健全な育成を図る施設として、平成 18 年度から導入した指定管理者制度により、効果的効率的な管理運営を図りました。

【青少年・地域安全室 内線：4839】

■府立総合青少年野外活動センターの管理運営

[132, 426 千円]

キャンプ等の共同生活を通じて、青少年に自然と親しむ健康で文化的なレクリエーション活動の場を提供し、もって青少年の健全な育成を図る総合的な野外活動施設として、平成 18 年度から導入した指定管理者制度により、効果的効率的な管理運営を図りました。

【青少年・地域安全室 内線：4839】

■ふれあい漁港漁村整備事業

[55, 099 千円]

府民が気軽に海と接することのできるふれあいとゆとりの場や漁業者と府民の交流の場を備えた多目的な機能を有する漁港を整備しました。

【水産課 内線：2767】

■大阪ふれあいの水辺づくり

[144, 144 千円]

大川左岸の毛馬桜之宮公園貯木場跡地において、府民の方々が水辺に親しみ、憩いくつろげる空間づくりとして、上流部を「自然再生ゾーン」、下流部を「ふれあいの水辺ゾーン」とした水辺づくりを進めています。平成 22 年度はワークショップでの整備方針の検討や砂浜の整備等を進めました。

【河川室 内線：2952】

[]内の数字は平成 22 年度の決算(見込み)額

3 - (4) 潤いとやすらぎのある都市空間の形成・活用

① 主な目標と達成状況

《主な目標》

各市町村 1 箇所以上の地域での緑化プランを策定する

《目標の達成状況》

平成 22 年度目標の 43 市町村に対して 24 市町での緑化プランを策定したものの、目標達成には至りませんでした。

② 講じた主な施策・事業

■オアシス整備事業

[67,161 千円]

ため池を農業用施設として活かしつつ、都市にうるおいと安らぎを与える地域の貴重な環境資源として、安全なまちづくり、自然環境の保全、教育・文化の推進等を目的とした総合的な整備を行うとともに、住民参加による快適な水辺環境づくりを行いました。



図 3-3 熊取長池地区（熊取町）での小学生による植栽活動状況

【農政室 内線：2774】

■いきいき水路整備事業・まちづくり水路整備事業

[279,015 千円]

農業用水路の改修により、雨水の安全な排水などの防災対策を実施するとともに、親水護岸や遊歩道の整備等、水と緑豊かな水辺環境づくりを推進しました。

また、住民参加による水路の清掃活動や環境学習などの取り組みを行いました。



図 3-4 長瀬川地区（東大阪市）での農業用水を活用した打ち水作戦実施状況

【農政室 内線：2774】

■地域のみどりの拠点づくり事業 【新規】

[30,000 千円]

大規模な商業施設等において、沿道部緑化や屋上、壁面緑化を通じて、地域のみどりの拠点となるような緑化に対して助成を行いました。

【みどり・都市環境室 内線：2744】

■街かどシンボルツリー植栽事業 【新規】

[13,492千円]

市街地の人が集まるオープンスペースに、シンボルとなる樹木の植栽を実施し、府民が実感できる緑化を図りました。
また、樹木は地域の管理者に維持管理していただき、周辺地域の緑化意識の向上も図りました。



図 3-5 JR 柏原駅前

【みどり・都市環境室 内線：2744】

■府有施設緑化推進事業 【新規】

[18,769千円]

府有施設において、接道部の大規模な緑化や壁面緑化などを実施し、来訪者や歩行者にみどりを感じていただくとともに、緑化意識の向上を図りました。

【みどり・都市環境室 内線：2744】

■街なみストリート助成事業 【新規】

[50,419千円]

沿道から見通せる民間施設の接道部において、高木を核とした緑化や壁面緑化の整備にかかる経費を助成しました。



図 3-6 NU 茶屋町プラス

【みどり・都市環境室 内線：2744】

■水都大阪（ライトアップと水辺のにぎわい創出）事業

[630,460千円]

親水護岸や遊歩道、船着場など背後地のまちづくりと一体となった魅力ある水辺空間の整備や、大阪が世界に誇る「水の回廊」などの既存資産の魅力を光で際立たせ、水都大阪の魅力を世界に発信するため、ライトアップによる効果的な光の演出に取り組んでいます。

平成 22 年度は、南天満公園桜ライトアップが完成し、橋梁ライトアップ（天満橋）、堂島川ライトアップ（堂島大橋上流左岸ほか）、船着場ライトアップに着手しました。

【河川室 内線：2952】

■陶器川環境再生事業

[12,000千円]

陶器川では、長年にわたる不法耕作により、河川管理や周辺景観との調和の観点から好ましくない状態が続いていましたが、地元自治会などとワークショップを実施し、不法耕作物の撤去や、新たな不法耕作の防止、地域の声を取り入れたゆとりある水辺空間の再生を進めていくことで合意しました。地域住民と協働により手作りの花壇などを整備しています。

平成 22 年度は、地域に愛される水辺空間とするため、この理念をさらに進め、河道整備を行ないました。

【河川室 内線：2952】

[]内の数字は平成 22 年度の決算(見込み)額

3 - (5) 美しい景観の形成

① 主な目標と達成状況

《主な目標》

- ア) 生活文化の反映である良好な都市景観の創造保全、並びに歴史的景観、自然景観の保全・創造を図ることにより、個性と魅力に富む都市空間と潤いと愛着を感じることのできる生活空間を創造します。
- イ) 府内の道路（市町村管理道路除く）における電線類地中化の総延長を 72km を目途に整備する。

《目標の達成状況》

ア) 個性と魅力に富む都市空間と潤いと愛着を感じることのできる生活空間の創造

景観条例から景観法の活用に移行し、景観法に基づく景観計画に定める景観計画区域を指定しました。区域内での届出に対して指導することで、より効果的に景観形成が創造でき、概ね目標を達成しています。

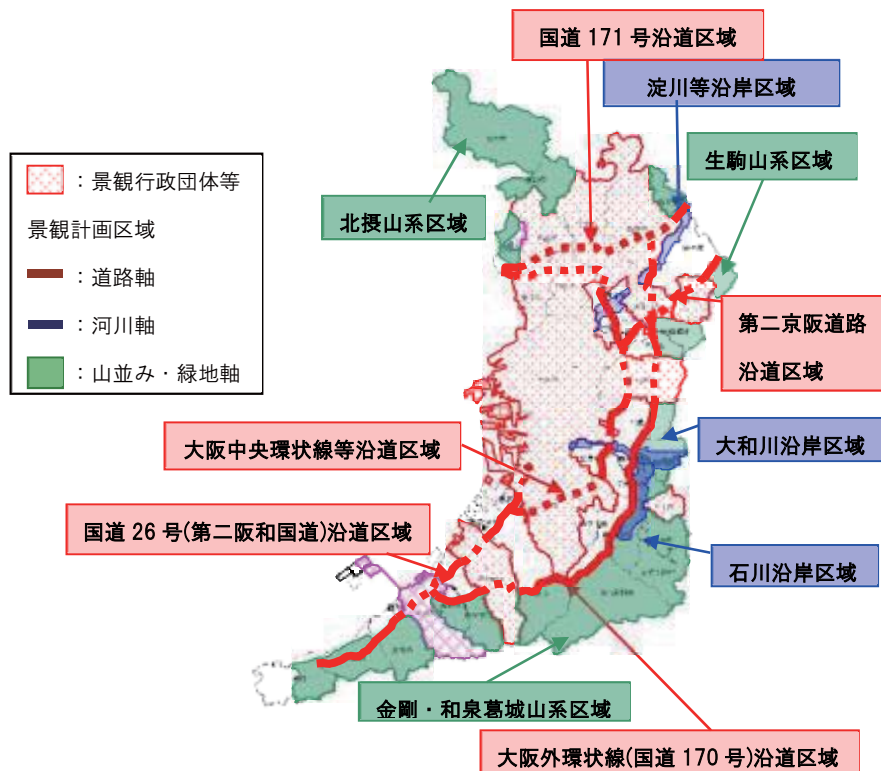


図 3-7 景観計画区域の指定状況

イ) 府管理道路における電線類地中化

平成 22 年度末時点で整備延長 69.4km（府管理道路のみ）であり、目標を達成しませんでした。

② 講じた主な施策・事業

■建築協定制度推進事業

[- 千円]

良好な居住環境の形成を図るため、府内市町村で構成する大阪府建築協定行政連絡協議会と各協定地区の運営委員会で運営されている大阪府建築協定地区連絡協議会の活動を通じ、協定制度の普及・啓発活動等を実施しました。

【建築企画課 内線：3028】

■広告物指導監督

[10,705千円]

良好な景観の形成を図るため、屋外広告物法及び大阪府屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の掲出の許可、違法屋外広告物の撤去、屋外広告業者の登録審査事務等を行いました。

【建築企画課 内線：3028】

■都市における美観創出事業

[- 千円]

美しい景観づくりに対する府民意識の向上を図るため、景観上優れた建物やまちなみについて、府民から推薦を公募し、優秀な建物等を顕彰しました。

【建築企画課 内線：3028】

■美しい景観づくり推進事業（景観法・景観条例の施行）

[433千円]

府内の景観の向上を図るため、景観計画に基づく規制誘導等を行いました。

【建築企画課 内線：3028】

■電線共同溝事業

[557,882千円]

「大阪府電線地中化マスタープラン」及び「無電柱化にかかるガイドライン」に基づき、電線共同溝の整備を行いました。

【交通道路室 内線：3932】

[]内の数字は平成22年度の決算(見込み)額

3 - (6) 歴史的文化的環境の形成

① 主な目標と達成状況

《主な目標》

府内のすべての市町村で1か所以上の登録文化財が登録されている

《目標の達成状況》

府内43市町村での文化財登録を目標としましたが、現在33市町村であり、目標達成率は77%にとどまっています。未登録の市町村では、登録の前提となる歴史的建造物の把握が進んでいないため、早急な対応は困難でした。

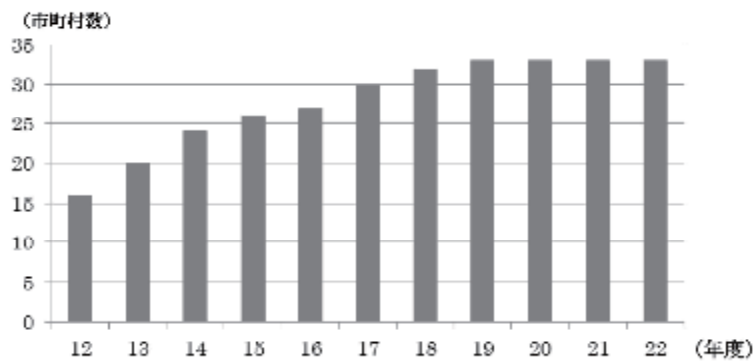


図 3-8 府内の登録文化財所在市町村数の推移

② 講じた主な施策・事業

■登録文化財候補の調査支援

[- 千円]

登録文化財候補の調査について、市町村、所有者に対する技術的支援をおこなっています。市町村数の増加は2倍にとどまりましたが、登録件数は3倍となり、全国都道府県中1位(521件)となりました。

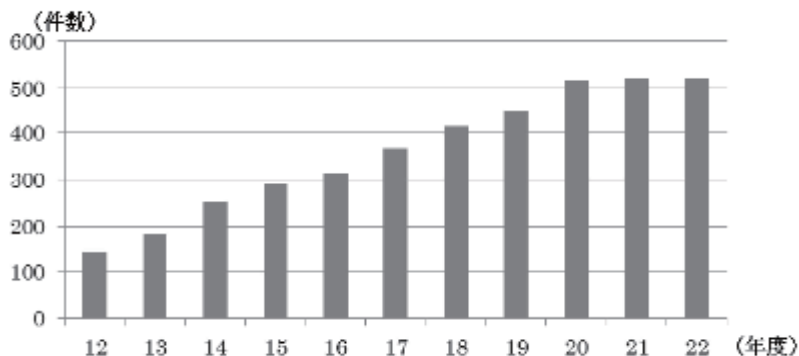


図 3-9 府内の文化財登録件数の推移

【教育委員会 文化財保護課 内線：3493】

[]内の数字は平成22年度の決算(見込み)額

4 すべての主体が積極的に参加し行動する社会の実現（参加）

4-(1) パートナーシップによる環境保全活動の促進

① 主な目標と達成状況

《主な目標》

- 「府民の森」のフィールドとしての活用
- 「こどもエコクラブ」の登録クラブ数 300クラブ

《目標の達成状況》

○ 「府民の森」のフィールドとしての活用

府民の森利用者に対する自然解説活動及び自然観察会などの各種イベントの企画、運営を行うボランティア「府民の森パークレンジャー」を育成するとともに、その活動に対して支援を行うなどにより、目標を達成しました。

表 4-1 府民の森パークレンジャー登録者数

H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
47	33	46	60	83	86	91	86	86

○こどもエコクラブ事業

こどもが地域で自主的に身近に取り組む環境活動として、国や市町村と連携し「こどもエコクラブ」の登録や活動支援に取り組みました。登録クラブ数は、109クラブと目標を下回りましたが、様々な場所で体験型の環境学習機会が増えたことが大きな原因です。

表 4-2 こどもエコクラブ登録クラブ数

H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
219	172	132	130	189	177	174	173	162	139	109

② 講じた主な施策・事業

■漁民の森づくり活動推進事業

[- 千円]

大阪湾を豊かな漁場として育むため、森・川・海を一体としてとらえ、漁業者・府・市町村・森林関係者・ボランティアが連携を図りつつ府内河川上流域の森林への植樹・育林活動を通じ組織的に漁民の森づくりを行うことを支援しました。

【水産課 内線：2765】

■花屏風事業の推進

[3,865千円]

大阪の市街地から見渡せる生駒山系を屏風に見立て、府民と協働で花木や紅葉の美しい樹木を植えることにより、府民に愛される自然資源として整備しました。

【みどり・都市環境室 内線：2752】

■こどもエコクラブ事業

[- 千円]

こどもが地域で自主的に身近に取り組む環境活動として、国や市町村と連携し「こどもエコクラブ」の登録や活動支援に取り組みました。

【環境農林水産総合研究所 06-6972-7666】

■アドプト・リバー・プログラム

[1,172千円]

府内管理河川の一定区間を、地域の団体と地元市町村、河川管理者である府が協力しあいながら、継続的に清掃や緑化などの活動を実施することで、地域に愛され、人や自然にやさしい河川づくり、美化による地域環境の改善、不法投棄の防止を目指しました。

【河川室 内線：2930】

[]内の数字は平成22年度の決算(見込み)額

4-(2) 環境教育・環境学習の推進

① 主な目標と達成状況

《主な目標》

学校や社会における環境教育・環境学習を推進します。

(ア)全小・中・高校に対して環境教育・環境学習の場の提供

(イ)地域の人材を活用した体験学習アドバイザーや環境学習リーダーの養成

(ウ)府内における体験的な環境学習フィールドの整備

(エ)総合的な環境情報発信拠点の整備

《目標の達成状況》

(ア)全小・中・高校に対して環境教育・環境学習の場の提供

○小・中学校における環境教育の取り組み

環境の保全に寄与する態度を育成するため、「総合的な学習の時間」等を活用して環境教育に取り組みました。

【取り組み状況】（政令市を除く）

	小学校	中学校
H22年度	91.5% (570校/623校中)	65.6% (191校/291校中)

○高等学校における環境教育の取り組み

H22年度 環境に関する系列・エリア等を設置する府立高等学校 18校/*75校中

*系列・エリア等を設置する府立高等学校

(イ)地域の人材を活用した体験学習アドバイザーや環境学習リーダーの養成

○環境情報プラザ(環境情報コーナー、研修室、小会議室、環境実験室)の運営

府民、環境NPO、事業者などの環境学習や自主的な環境保全活動を支援するため、「環境情報プラザ」を運営しました。

表 4-3 環境情報プラザの利用者数（人）

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
環境情報コーナー	2,201	3,270	4,243	3,614	6,069	6,564	2,856	3,186
研修室	5,128	6,670	7,036	6,609	6,996	6,258	6,699	7,992
小会議室	—	—	—	1,047	2,174	2,362	2,405	2,301
環境実験室	—	977	1,348	1,480	1,592	1,551	1,480	1,741
合計	7,329	10,917	16,831	16,735	16,831	16,735	13,440	15,220

(ウ) 府内における体験的な環境学習フィールドの整備

○ 里山の自然学校「紀泉わいわい村」の整備

総合的な自然体験や里山生活体験が行える拠点として、「紀泉わいわい村」を整備しました。

表 4-4 紀泉わいわい村の利用者数（人）

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
利用者数	30,568	31,985	33,418	36,535	31,581	31,605

(エ) 総合的な環境情報発信拠点の整備

○ 環境NPO等情報交流事業「大阪環境パートナーシップネットワーク『かけはし』」の運営

- 環境活動NPO、自治体、企業、団体、学校等がメンバー登録し、環境に関わる活動の情報を交換し合うネットワークシステムを提供しました。
- 環境NPOをはじめ府民、事業者、市町村等が環境に関する情報交流を促進するための交流会の開催や協働事業を展開して、環境パートナーシップの構築に努めました。

表 4-5 かけはしの交流団体数（団体）

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
NPO 交流団体数	49	55	59	70	71	50



図 4-1 大阪環境パートナーシップネットワークのホームページ

○ 総合環境資源情報ポータルサイト（エコあらかると）の開発

企業やNGO/NPO、民間団体、行政などが保有する環境教育プログラム等の環境資源情報をデータベース化し、団体等が取り組む環境教育や環境活動を支援するためのポータルサイトを開発しました。（H21年度）



図 4-2 総合環境資源情報ポータルサイト

② 講じた主な施策・事業

■総合環境資源情報提供システムの運営

[0千円]

環境イベント情報、施設情報、環境教育プログラム教材情報、人材情報などの環境資源情報をデータベース化し、環境教育に取り組もうとする者が効率よく情報にアクセスできるようインターネット上にポータルサイトを構築し、府域の環境教育の取り組みを支援しました。

(H22年度アクセス件数：49,860件)

【地球環境課 内線：2756】

■環境キャラクターを活用した環境教育学習事業

[0千円]

市町村や民間事業者が開催するイベントの場において、府の環境キャラクター（モットちゃん、キットちゃん）を活用し、子供から大人まで幅広い人に対して環境配慮行動の必要性を呼びかけました。また、府の取り組みにイベント主催者やボランティアが参加することにより、環境教育リーダーとしての資質の向上を図りました。



図 4-3 エコイベント 2010 での活動の様子

【みどり・都市環境室 内線：2756】

■環境情報プラザ管理運営事業

[1,173千円]

環境情報プラザにおいて環境関連図書・ビデオ・パネル・チラシ等の環境情報を提供するとともに、研修室・実験室等を活動の場として提供し、府内における環境活動の拠点施設として管理運営しました。



図 4-4 実験室「いこらぼ」での環境学習の様子

【環境農林水産総合研究所 06-6972-7666】

■小・中学校における環境教育の推進事業

[0千円]

小・中学校の環境教育を推進するため、小学校10校・中学校1校を「環境教育推進校」に指定し、環境に関する6つのテーマに基づき、企業、NPOなどが提供する環境教育プログラムを実践し、その成果を「こども環境サミット」にて発表しました。



図 4-5 こども環境サミットでの発表の様子

【みどり・都市環境室、小中学校課 内線：3479、2756】

■府立少年自然の家における自然体験事業

[75,808千円]

体験型学習施設として、学校、家庭、職場からの自然体験・野外活動参加者を受け入れました。

【地域教育振興課 内線：3464】

■教職員の研修

[13,780千円]

教職員の資質向上を図るため、教育センター等において研修を実施した。

H22 実施テーマ：「化学物質と環境」

「生徒と教員による大阪の河川環境指標の創造」

【教育センター 06-6692-1882】

■環境教育推進事業（こどもエコクラブ・サポーター等支援講習等）

[300千円]

子ども達の環境活動の充実を図るために、子ども達の指導的役割を担うこどもエコクラブサポーター、学校教員等を対象に、活動に関する知識や技能を一層向上させる講習会を開催しました。



図 4-6 支援講習でのプログラム体験学習の様子

【環境農林水産総合研究所 06-6972-7666】

■夏休みこども体験教室

[0千円]

環境農林水産総合研究所が有する4試験研究機関において、夏休みに小中学生を対象にそれぞれの特色を活かした体験イベントを実施し環境学習を推進しました。



図 4-7 夏休み子ども体験教室
「海の教室(海洋観測コース)」実施状況

【環境農林水産総合研究所 06-6972-7666】

■環境 NPO 等情報交流事業

[700千円]

環境情報プラザの web ページ「かけはし」において環境 NPO・自治体等の情報交流を図るとともに、交流会・セミナー等をメンバーと協働開催するなど、パートナーシップの構築を一層強化しました。

【環境農林水産総合研究所 06-6972-7666】

[]内の数字は平成 22 年度の決算(見込み)額

4-(3) 総合的な環境情報システムの整備・環境情報の提供

① 主な目標と達成状況

この項目については、特に目標は設定されていません。

② 講じた主な施策・事業

■環境情報の管理運営

[50,655千円]

府の環境行政、環境教育や環境技術等に関する情報の発信を、おおさかの環境ホームページエコギャラリー(<http://www.epcc.pref.osaka.jp>)により行いました。

また、環境白書、おおさかの環境等のデータを電子化・ホームページ化して情報発信するとともに、ユニバーサルデザインへの対応や情報セキュリティ対策の実施等によりホームページの質の向上に努めました。

【環境農林水産総合研究所 06-6972-7632】

[]内の数字は平成22年度の決算(見込み)額

4-(4) 環境監視及び調査研究

① 主な目標と達成状況

この項目については、特に目標は設定されていません。

② 講じた主な施策・事業

■有機フッ素化合物の環境負荷メカニズムの解明とその排出抑制に関する研究

[2,919千円]

環境省からの受託で、国や近隣府県等と連携して、有機フッ素化合物についての河川や大気環境等における実態調査及び事業所が取り組む削減対策の効果の確認等を行いました。

【環境農林水産総合研究所 06-6972-5865】

■化学物質環境汚染実態調査

[4,267千円]

環境省からの受託で、化学物質の環境汚染の未然防止を図るための基礎資料を得ることを目的として水、大気、底質及び生物における微量化学物質の分析法の開発、初期環境調査、詳細調査、モニタリング調査を実施しました。

【環境農林水産総合研究所 06-6972-5865】

■大気水質調査研究事業

[5,566千円]

有害物質及び酸性雨調査等、地域及び地球レベルで問題となっている物質に関する調査を実施しました。

【環境農林水産総合研究所 06-6972-5865】

■害虫の光応答メカニズムの解明と高度利用技術の開発

[3,500千円]

府内では施設のナスやキュウリにおいてミナミキイロアザミウマが発生して問題になっています。この害虫は体長が1mm程度と微小であるため発見しにくく、殺虫剤の効果が低いことから、防除が困難になっています。そこで、紫外光LEDまたは青色LEDの照射がミナミキイロアザミウマの誘引または忌避行動に及ぼす影響を調査しました。その結果、青色粘着板に青色LEDを反射させた誘殺トラップの誘殺効率が最も高くなることが明らかになり、効果的な誘殺トラップが開発されました。



図4-8 LEDを用いた害虫の誘殺トラップ

【環境農林水産総合研究所 072-958-6551】

■食品製造副産物等循環資源を利用した地域エコフィード利用技術の開発

[3,500千円]

循環型社会形成への取組の一環として、梅酒製造副産物として排出される漬け梅を、リサイクル飼料として肉牛へ給与する技術を確認し、農家に普及させてきました。

これを乳牛にも拡大させるため、乳牛用飼料としての梅酒漬け梅の安全性を検討しました(図4-9)。その結果、日量2kgまでの給与であれば、乳量、乳質、乳の風味や牛の健康状態などへの影響はないことがわかりました。これにもとづき、府内14戸の酪農家において長期間の給与と実証試験を実施し、飼料としての利用性や夏場の飼料摂取量低下の緩和効果などを示しました。試験終了後の現在も、毎月10トン以上の梅酒漬け梅が、乳牛飼料向けに出荷され、地域循環資源として再利用されています。



図4-9 乳牛への梅酒漬け梅の給与

【環境農林水産総合研究所 072-958-6551】

■多種多様な栽培形態で有効な飛ばないナミテントウ利用技術の開発

[3,150千円]

環境負荷を低減するため、野菜・花き類の生産現場においては、化学農薬の使用量の大幅削減が求められています。そこで、遺伝的に飛ばないように選抜されたナミテントウについて、「飛ばない=逃げない」という性質を活用し、アブラムシの天敵農薬としての実用化を図りました(図4-10)。飛ばないナミテントウの商品化のため、その品質管理手法や大量増殖技術を開発しました。また、飛ばないナミテントウの効果的な利用方法を開発するとともに、様々な害虫防除技術を組み合わせて、アブラムシによる被害が深刻な農作物の新たな防除体系を構築しました。



図4-10 実用化した飛ばないナミテントウ

【環境農林水産総合研究所 072-958-6551】

[]内の数字は平成22年度の決算(見込み)額

4-(5) 事業活動における環境への配慮

① 主な目標と達成状況

《主な目標》

ISO14001 認証取得及び環境活動評価プログラム登録件数を平成22年度までに1,000件以上に増やす。

《目標の達成状況》

○平成22年度末のISO14001 認証取得及び環境活動評価プログラム（EA21）等の登録件数は、約2,750件と目標を達成しています。

平成20年度以降、ISO14001 認証取得件数は減少していますが、EA21等の登録件数が増加していることにより、全体としては増加傾向にあります。

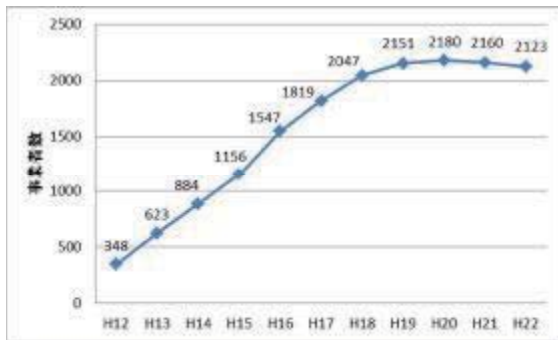


図 4-11 環境 ISO 認証取得事業者数（大阪府）

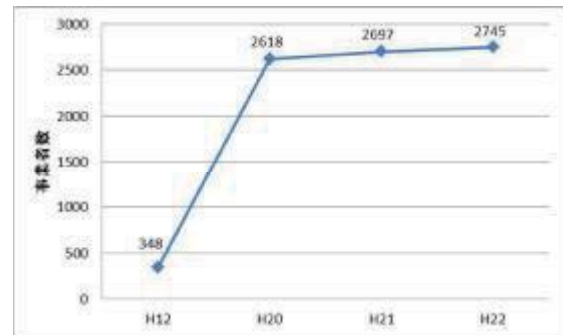


図 4-12 環境 ISO 認証取得及び EA21 等登録事業者数（大阪府）

② 講じた主な施策・事業

■環境マネジメントシステム（EMS）普及・啓発事業

【一千円】

環境マネジメントシステム（EMS）に関する基礎的情報、導入手法、関係法令、関係機関等を取りまとめたポータルサイトを運用するとともに、関係団体と連携して中小企業向けの EMS 普及セミナーを実施しました。

【みどり・都市環境室 内線 2756】

■環境影響評価制度運営事業

【929 千円】

環境に著しい影響を及ぼす恐れのある事業について環境の保全に適正な配慮がなされることを目的とした環境影響評価法及び府環境影響評価条例に基づき事業者から提出された方法書等について、縦覧や住民意見を募集するとともに環境影響評価審査会の意見を求め知事意見を述べました。

【環境管理室 内線 3857】

[]内の数字は平成22年度の決算(見込み)額

4-(6) 経済的手法等による環境負荷の低減

① 主な目標と達成状況

この項目については、特に目標は設定されていません。

② 講じた主な施策・事業

■環境技術コーディネート事業

[2,172 千円]

環境技術の開発及び普及の促進を通じて持続的な社会を構築することを目的に、環境に係る技術開発の支援、情報提供並びに大阪府内の中小企業が開発した環境技術の評価(環境技術評価・普及事業；通称「おおさかエコテック」)を実施しました。

「おおさかエコテック」では5技術を評価し、その中から環境保全効果等において特に優れていると認めた2技術を「ゴールド・エコテック」に選定しました。



図 4-13 エコテックロゴマーク



図 4-14 ゴールド・エコテックロゴマーク

【環境農林水産総合研究所 06-6972-7634】

■ヒートアイランド対策技術の普及啓発

[- 千円]

「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」に基づく対策について着実かつ効果的・効率的な取り組みを推進するため、民間企業、大学、試験研究機関、行政、環境NGO・NPOの連携組織である「大阪ヒートアイランド対策技術コンソーシアム」において、対策技術の開発と普及の推進などを行いました。

【地球環境課：3885】

■大阪EV（電気自動車）アクションプログラム推進事業 【新規】

[102,720 千円]

電気自動車（EV）は大阪が高いポテンシャルを有するリチウムイオン電池の有望市場であることから、EVを核とした産業振興を技術プッシュ（研究開発や社会実証などによる供給側からの普及）と市場プル（インフラ整備や制度創設などによる需要側からの普及）の両面から展開しました。



図 4-15 EV タクシー（イメージ）

【新エネルギー産業課：2651】

■緑の分権改革推進事業実証調査

[21,827 千円]

高速道路SAに、電気自動車（EV）のための急速充電設備を蓄電池と太陽光発電装置を併せて設置。その利用状況等を調査し、運用方法や適正な蓄電池量の検討を行いました。

【新エネルギー産業課：2656】

■大阪スマートエネルギープロジェクト調査

[3,828 千円]

今後の有望分野であるスマートグリッドやスマートハウス等スマートエネルギー技術分野について、中小企業の参入機会や他地域にない独自の技術開発と社会実証メニューを明らかにするため、調査を実施しました。

【新エネルギー産業課：4670】

[]内の数字は平成22年度の決算(見込み)額

4-(7) 国際協力の推進

① 主な目標と達成状況

この項目については、特に目標は設定されていません。

② 講じた主な施策・事業

■JICA 等との連携

[- 千円]

国際協力機構（JICA）の事業に協力するなど、途上国からの研修生を受け入れた。

平成 22 年度：JICA 研修「環境中の有害汚染物質対策コース」9名受入（日墨交流計画の2名を含む。）。

【環境農林水産総合研究所 06-6972-7634】

[]内の数字は平成 22 年度の決算(見込み)額

4-(8) 府の率先行動の拡大

① 主な目標と達成状況

この項目については、特に目標は設定されていません。

② 講じた主な施策・事業

■環境配慮の率先行動の推進

[- 千円]

あらゆる事務事業に環境への配慮を徹底することをめざして、平成 17 年 9 月に策定した「大阪府庁エコアクションプラン」に基づき、これまでの取り組みの更なる拡大を図りました。

表 4-6 府所属の区別にみた温室効果ガス排出量の推移（単位：t-CO2）

所属の区分	旧係数で算定									
	H12	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
本 庁	6,015	5,549	5,561	5,555	5,137	5,322	5,120	5,424	6,201	
(H12=100)	(100)	(92.3)	(92.5)	(92.4)	(85.4)	(88.5)	(85.1)	(90.2)	(103.1)	
(H15=100)		(100)	(100.2)	(100.1)	(92.6)	(95.9)	(92.3)	(97.7)	(111.7)	
その他の所属	水道部	196,654	188,638	187,301	187,098	185,462	187,351	186,534	181,687	177,254
	(H12=100)	(100)	(95.9)	(95.2)	(95.1)	(94.3)	(95.3)	(94.9)	(92.4)	(90.1)
	(H15=100)		(100)	(99.3)	(99.2)	(98.3)	(99.3)	(98.9)	(96.3)	(94.0)
	警察本部	59,066	70,731	72,707	64,998	61,850	65,343	62,289	59,594	62,498
	(H12=100)	(100)	(119.8)	(123.1)	(110.0)	(104.7)	(110.6)	(105.5)	(100.9)	(105.8)
	(H15=100)		(100)	(102.8)	(91.9)	(87.4)	(92.4)	(88.1)	(84.3)	(88.4)
府立学校	25,353	27,610	27,468	30,712	29,668	30,141	28,992	28,854	30,591	
(H12=100)	(100)	(108.9)	(108.3)	(121.1)	(117.0)	(118.9)	(114.4)	(113.8)	(120.7)	
(H15=100)		(100)	(99.5)	(111.2)	(107.5)	(109.2)	(105.0)	(104.5)	(110.8)	
出先機関等	34,152	34,469	34,348	32,721	30,555	29,143	27,083	27,786	28,220	
(H12=100)	(100)	(100.9)	(100.6)	(95.8)	(89.5)	(85.3)	(79.3)	(81.4)	(82.6)	
(H15=100)		(100)	(99.6)	(94.9)	(88.6)	(84.5)	(78.6)	(80.6)	(81.9)	
合 計	321,238	326,997	327,386	321,078	312,673	317,300	310,018	303,345	304,764	
(H12=100)	(100)	(101.8)	(101.9)	(100.0)	(97.3)	(98.8)	(96.5)	(94.4)	(94.9)	
(H15=100)		(100)	(100.1)	(98.2)	(95.6)	(97.0)	(94.8)	(92.8)	(93.2)	

【みどり・都市環境室 内線 2756】

■環境マネジメントシステムの推進

【一千円】

平成 21 年 4 月に ISO14001 の認証によらない独自のマネジメントシステムに移行し、適用範囲の拡大、本来業務における環境配慮活動の促進等に取り組みました。

- ・ふちようエコ課計簿（環境マネジメントシステムの進捗管理記録用ツール）の活用
- ・内部環境監査と外部アドバイス（外部アドバイザーによるアドバイス制度）の実施 各々 1 回
- ・モットキット通信（庁内外の取り組みを紹介する情報誌）の発行 6 回
- ・「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」に基づくエネルギー管理体制の構築

【みどり・都市環境室 内線 2756】

[]内の数字は平成 22 年度の決算(見込み)額

第2節 計画の達成状況と評価

本節では、環境総合計画（平成14年3月策定）で定めている中期的な目標（平成22年度）と目標に対する達成状況、評価等について記載しています。平成22年度の実績が調査中のもものは把握できる限り最新のデータを記載しています。目標に対する達成状況は中期目標に対する達成状況を記載しています。

項目	環境総合計画に掲げた目標 平成22年度	計画策定時の状況 平成12年度	目標達成状況		部局名
			平成22年度	目標達成率 評価	
I 持続的発展が可能な循環を基調とする元気な社会の実現（循環）					
1 廃棄物の減量化・リサイクルの推進					
一般廃棄物排出量(※1)	442万トン/年 (廃棄物処理計画改定後目標 420万トン)	457万トン	(平成21年度) 354万トン/年	<達成見込み> H22目標420万トン/年に対するH21実績 354万トン/年の達成率	環境農林水産部 循環型社会推進室 資源循環課 (内線：3815)
一般廃棄物の再生利用量	111万トン/年 (廃棄物処理計画改定後目標 88万トン)	38万トン	(平成21年度) 42万トン/年	<達成困難> H21年度実績では、H22年度目標の達成は厳しい状況。 事業系一般廃棄物の割合が高く、その再生利用量が行政で把握 できていないこと、及び焼却残渣からの資源化が計画通りに進ん でいないことなどが原因と考えられる。 今年度策定する循環型社会推進計画(仮称)の中でH22年度実 績に基づく評価を行うとともに、再生利用の促進のための効果的 な施策を位置づける予定。	
一般廃棄物の中間処理による減 量	275万トン/年 (廃棄物処理計画改定後目標 276万トン)	369万トン	(平成21年度) 260万トン/年	<単独項目での評価不適> (理由は右欄を参照)	
一般廃棄物最終処分量	56万トン/年 (廃棄物処理計画改定後目標 56万トン)	88万トン	(平成21年度) 52万トン/年	<達成見込み> H22目標56万トン/年に対するH21実績 52万トン/年の達成率	
産業廃棄物排出量	1,977万トン/年 (廃棄物処理計画改定後目標 1,766万トン)	1768万トン	(平成17年度) 1,728万トン/年	<117%(改定前目標)> H22目標1,977万トン/年をH17実績で達 成(H19年3月にH22目標を1,766万トン/ 年に変更)	
産業廃棄物の再生利用量	543万トン/年 (廃棄物処理計画改定後目標 568万トン)	464万トン	(平成17年度) 545万トン/年	<100%(改定前目標)> H22目標543万トン/年をH17実績で達 成(H19年3月にH22目標を568万トン/ 年に変更)	
産業廃棄物の中間処理による減 量	1,334万トン/年 (廃棄物処理計画改定後目標 1,144万トン)	1157万トン	(平成17年度) 1,115万トン/年	<単独項目での評価不適> (理由は右欄を参照)	
産業廃棄物最終処分量	100万トン/年 (廃棄物処理計画改定後目標 53万トン)	147万トン	(平成17年度) 67万トン/年	<149%(改定前目標)> H22目標100万トン/年をH17年度実績 で達成(H19年3月にH22目標を53万ト ン/年に変更)	環境農林水産部 循環型社会推進室 産業廃棄物指導課 (内線：3825)

項目	環境総合計画 に掲げた目標		計画策定時の状況		目標達成状況		部局名
	平成22年度	平成12年度	平成22年度	目標達成率	評価		
特定建設資材廃棄物リサイクル率	95%	コングリート塊 97.4% アスファルト塊 98.5% 建設発生木材 42.6%	(平成17年度) コングリート塊 98.9% アスファルト塊 99.9% 建設発生木材 82.6%	—	<現時点で評価不可> コングリート塊・アスファルト塊は、H17年度時点で達成しており、達成見込み。 建設発生木材は、H17実績しかデータがなく、評価は不可。	環境農林水産部 循環型社会推進課 産業廃棄物指導課 (内線：3825)	
下水汚泥のリサイクル率	50%	43%	27%	—	<非達成> 生成物の利用先のニーズがほとんどないことや、リサイクルを行うには通常処理よりコストが高くなることから、リサイクル率が伸び悩んでいる。経済的で安定した需要が見込める新たなリサイクル手法等（温暖化対策およびエネルギー利用を含む）を検討する。	都市整備部 下水道課 事業課 (内線：3959)	
森林資源の利用	・府内産木材の利用を増やします ・「おおさか材のいえ」の建設：50棟/年	—	「おおさか材のいえ」12棟	<26%> H22目標50棟/年に対するH15～21の平均建設棟数13棟の達成率	<非達成> 一戸建て住宅全体の新築着工数の減少や景気の足踏み状態が続いた。 引き続き地域産材の利用をPRし目標達成に努める。	環境農林水産部 みどり・都市環境室 みどり推進課 (内線：2752)	
食品関連事業者などによる食品廃棄物の減量化・リサイクルなどの実施率	国において設定された、食品リサイクル法基本方針(平成19年度見直し分)に基づく食品循環資源の再生利用等の実施率目標 食品製造業 85% 食品卸売業 70% 食品小売業 45% 外食産業 40%	—	食品循環資源の再生利用等の実施率(推計値) (全国)平成21年度 食品製造業 93% 食品卸売業 85% 食品小売業 36% 外食産業 16%	—	<一部達成見込み> 国において設定された目標について、その一部が達成された。今後、国が事業者に対して設定した目標の達成に向けた啓発活動等に取組む。	環境農林水産部 流通対策室 (内線：2782)	
2 水循環の再生							
下水処理水再利用率	30%	—	18%	—	<非達成> 処理水の利用先のニーズがないことや、処理水利用に際し、受益者である市町村に費用負担が生じることなどから、利用率が伸び悩んでいる。H22年度に供用開始した番華・なわて水みらいセンターも含め、更なる利用を目指す。	都市整備部 下水道課 事業課 (内線：3959)	
森林の保全	人工林 間伐の実施率 概ね90%	60%	間伐実施率1114% スギ・ヒノキ人工林の間伐必要面積 1,067haのうち、1,218haの間伐を実施	—	<達成> 放置森林対策行動計画の推進により達成	環境農林水産部 みどり・都市環境室 みどり推進課 (内線：2753)	
	水源林の保全・整備	—	みどりのトラスト協会によるみどり保全活動の実施(府内14箇所でのべ3,512人が参加)	—	<概ね達成> トラスト協会が中心となった維持管理活動の定着とともに協会の指導により自主的な活動団体が定着	環境農林水産部 みどり・都市環境室 みどり推進課 (内線：2745)	
放置竹林 健全化と拡大防止	—	—	アドプトフォレスト制度により、12社・団体が放置竹林の整備等に取組んでいる	—	<概ね達成> 企業をはじめとした多様な主体の参画により、引き続き放置竹林の健全化に努める	環境農林水産部 みどり・都市環境室 みどり推進課 (内線：2752)	

項目	環境総合計画に掲げた目標	計画策定時の状況		目標達成状況		部局名	
		平成22年度	平成12年度	平成22年度	目標達成率		評価
森林の保全	生駒山系グリーンベルト整備	モデル流域の拡張	—	大東市では「大東の杜ネットワーク」が会議を開催。東大阪市、寝屋川市、交野市において森林保全活動を展開。寝屋川市において源流ハイキングを開催。八尾市において保全活動に参加する人を育成する講座を開催するなど着実に進捗している。	—	<達成> 住民中心による活動団体が設立され、今後、団体を中心に様々な活動が展開される。	都市整備部 河川室 ダム砂防課 (内線：2985)
		967.0ha (都市基盤整備中期計画の目標980ha)	833.8ha	953.5ha	<99%> H22目標967.0haに対する実績953.5haの達成率	<非達成> 財政再建プログラムにより、目標整備面積に達しなかったが、引き続き府営公園の整備を進めていく	都市整備部 公園課 (内線：2982)
緑地の整備	府営公園	親水護岸 220km	—	169km	<77%> H22目標220kmに対するH22までの実績169kmの達成率	<非達成> 計画策定当初に比較し予算の落ち込みなどにより、H22時点で達成率169km(77%)にとどまっているのが現状である。今後も河川改修にあたっては、多自然や親水性に配慮した川づくりを行うなど、現在の取り組みを着実に実施していく。	都市整備部 河川室 河川整備課 (内線：2934)
		適切な保全	—	砂浜に砂を投入し、海岸の保全に努めるとともに、海岸清掃活動(延べ2,440人参加、ごみ10トン回収)を行うなど海岸の美化にも努めている	—	<達成> 引き続き、現在の事業を継続することにより海岸の保全に努める。	都市整備部 港湾局 (内線：8322-221)
生活排水処理率	100%	81.2% (H12.10)	—	93.3%(平成22年度) ※生活排水処理整備率95.2%(平成21年度)	—	<非達成> 処理率は向上したものの、市町村の厳しい財政状況により、目標達成はできなかった。今後市町村に一層の生活排水処理施設の整備促進等の働きかけを行う。	環境農林水産部 環境管理室事業所指導課 (内線：3865) 健康医療部 健康衛生課 (内線：9577) 都市整備部 下水道事業課 (内線：3959)
		健康項目 概ね100%	99.9%	(河川)99.7% (海域)100%	(河川) <達成> (海域) <達成>		
公共用水域 (環境保全目標達成率)	BOD(河川)概ね100%	56.9%	—	BOD(河川) 85.2%	—	<非達成> H22の環境保全目標達成率は過去最高であったが、生活排水の影響を大きく受ける河川で環境保全目標を達成することはできなかった。引き続き下水道の整備などの汚濁負荷削減対策を推進する。	環境農林水産部 環境農林水産総合研究所 (06-6972-5862) 環境管理室環境保全部 (内線：3854)
		COD(海域)概ね80%	46.7%	COD(海域) 40.0%	—	<非達成> 府域の発生負荷量は着実に削減が進んでいるが、内部生産等の影響により目標を達成することはできなかった。引き続き汚濁負荷削減対策や海域環境改善対策を推進する。	

項目	目標達成状況				部局名
	環境総合計画に掲げた目標	計画策定時の状況	平成22年度	目標達成率	
大阪湾の浅海域における干潟、藻場の保全・再生	平成22年度 干潟：63.4ha	平成12年度 干潟：31.4ha (H13末)	平成22年度 干潟：38.8ha	<p><61%> H22目標(干潟63.4ha)に対するH22までの実績(干潟38.8)の達成率</p>	<p>新市整備部 港務局 (内線：8322-710) 環境農林水産部 水産課 (内線：2767)</p>
	藻場：47.7ha	藻場：37.7ha (H13末)	藻場：64.7ha (水産課創造事業分)	<p><136%> H22目標(藻場47.7ha)に対するH22までの実績(藻場64.7)の達成率</p>	
3 環境に配慮したエネルギー利用の促進					
エネルギー消費量	909PJ	1,182PJ (H13末)	(平成21年度) 1,091PJ	<p><33.3%> H22目標909PJに対するH21実績の達成率</p>	<p>環境農林水産部 みどり・都市環境課 地球環境課 (内線：3856)</p>
新エネルギー導入	太陽光発電 40万kW	5,458kW	14.3万kW	<p><36%> H22目標40万kWに対するH22実績の達成率</p>	<p>環境農林水産部 みどり・都市環境課 地球環境課 (内線：3856)</p>
	クリーンエネルギー自動車 (※2) 6万台	4,900台	8万2千台	<p><137%> H22目標6万台に対するH22実績の達成率</p>	
	廃棄物燃料製造 4万kL(原油換算)	なし	(平成21年度) 9.97万kL	<p><249%> H22目標4万kLに対するH21実績の達成率</p>	
	廃棄物発電 30万kW	11万kW	(平成21年度) 23.7万kW	<p><79%> H22目標30万kWに対するH21実績の達成率</p>	
				<p><達成困難> 計画策定当時の採算推計と比較して、社会的条件が大きく変化したことから、民生部門における削減対策が進まず、達成が困難な状況。</p>	
				<p><非達成> 導入コストが高い中、国の補助制度の後退、廃止もあり、想定より普及が進まなかった。近年は、新たな買取制度の創設や補助制度の再開により普及に転じている。</p>	
				<p><達成> 国によるエコカー減税や補助金制度の創設によりハイブリッド車を中心に近年大幅な導入増加。</p>	
				<p><達成見込み> 当初主に想定していたRDFは製造が拡大していない。近年、産業廃棄物由来燃料(RPF等)の製造が著しく増加。</p>	
				<p><達成困難> 廃棄物処理施設の更新・改修の機会に合わせて導入が進むことを想定していたが、更新が遅れていることなどから、達成はできなかった。</p>	

項目	環境総合計画に掲げた目標			計画策定時の状況		目標達成状況		部局名
	平成22年度	平成22年度	平成22年度	平成22年度	目標達成率	評価		
新エネルギー導入	1.4万kL(原油換算)	28工場	(平成21年度) 0.86万kL 15施設(13工場) 自家利用 43施設(36工場)	<61%> H22目標1.4万kLに対するH21実績の達成率	<達成困難> 現状、外部供給を行っている15施設のうち、供給熱量を把握している12施設の集計で61%達成、他の3施設についても同様の外部熱供給を行っており、達成率は約80%と考えられる。	環境農林水産部 みどり・都市環境課 地球環境課 (内線：3856)		
	0.5万kL(原油換算)	6箇所	(平成21年度) 0.40万kL	<79%> H22目標0.5万kLに対するH21実績の割合	<達成困難> 今後のさらなる導入エリアの拡大が見込まれるため、達成は可能と考えられる。			
	72万kW	43万kW	57万kW	<80%> H22目標72万kWに対するH22実績の達成率	<非達成> H22年度時点では非達成であるが、現状として達成率80%であり、家庭用設備が着実に伸びていることから、今後も導入量増加が見込まれる。			
	14万kW	4,424kW	1,178kW	<0.8%> H22目標である14万kWに対するH21実績の達成率	<非達成> 当初見込んでいた産業用システムへの導入コストが改善せず、普及が進まなかった。家庭用燃料電池システムはH21年度になって発売され、国の補助制度も創設されたことから、今後普及が見込まれる。	環境農林水産部 みどり・都市環境課 地球環境課 (内線：3856)		
	35万kL(原油換算)	未集計	1万7千L (平成21年度全国消費者実態調査結果をもとに算出)	<5%> H22年目標である35万kLに対するH21実績の達成率	<非達成> 石油価格の低位安定、競合する他の製品の台頭等を背景に新規設置台数が年々減少。近年、太陽熱利用が普及され、技術開発が進められていることから、今後新しい太陽熱利用設備が普及する可能性がある。			
木質バイオマスエネルギー	木質ペレット製造プラントの整備	—	H22 実績 376t	—	<達成>			
	バイオマスエネルギー活用モデル施設の設定50箇所	—	ペレットストーブ50箇所(累計)	<100%> H22目標50箇所に対するH21までの達成率	<達成>	環境農林水産部 みどり・都市環境課 みどり推進課 (内線：2752)		
	ガス化技術の開発・普及	—	企業等からの導入要望等なしのため、進捗なし	—	<非達成> 企業等から導入要望なしのため、進捗なし			

項目	環境総合計画に掲げた目標	計画策定時の状況		目標達成状況		部局名	
		平成22年度	平成12年度	平成22年度	評価		
4 地球環境保全に資する取組み							
温室効果ガス排出量 (※3)	府域の温室効果ガス排出量を基 準年度(1990年度・代替フロン等 は1995年度)から9%削減			平成21年度 13.5%削減 (19.3%削減(※4))	9%削減目標に対して13.5%削減	環境農林水産部 みどり・都市環境室 地球環境課 (内線：3885)	
		(参考)温室効果ガス種別の排出量の推移					
	温室効果ガス名	-	-	-	-		-
	二酸化炭素	-	-	4,911万CO2換算トン (4,577万CO2換算トン(※4))	-		-
	メタン	-	-	10万CO2換算トン	-		-
	一酸化二窒素	-	-	43万CO2換算トン	-		-
	代替フロン等	-	-	39万CO2換算トン	-		-
	合計	-	-	5,004万CO2換算トン (4,669万CO2換算トン(※4))	-		-
	森林(木材)資源を活用した新素材、新商品などの開発促進			H15年にパソコック商品化			<達成>
	「府内産木材利用指針」の策定			H15年3月に指針策定			<達成>
木材・木質資源の利用	「府内産木材フレミング制度」の創設			前年度に引き続き、生産履歴の明確な府内産木材の供給を実施した。(H22年度実績 245.3m ³)		<達成>	
	河内林業地でのFSC認証取得(※5)			おおさか河内材利用推進ネットワークにおいて、一般ユーザーに対する森林体験を実施		<非達成> 認証条件を満たす森林管理への移行や条件整理に時間を要し、達成は困難な状況となった。流通の活性化を待ち、認証取得については引き続き努める。	
	グリーン購入法に基づく間伐材の利用促進			「大阪府リサイクル製品認定制度」で35種(平成22年度末)の間伐材利用製品を認定		<達成> さらに多くの間伐材利用製品が大阪府リサイクル製品に認定され、概ね達成の原込み	
5 ヒートアイランド対策							
市街化区域における樹林・樹木で被われた面積の割合(緑被率)	長期目標としての15%を目指す	9.2%(H4)		(平成14年度)9.9%(概ね10年ごとに調査を実施)	<66%> H22目標15%に対して、H14実績9.9%の達成	環境農林水産部 みどり・都市環境室 公園課 (内線：2742)	
	967.0ha(都市基盤整備中期計画の目標980ha)	833.8ha		953.5ha	<98.6%> H22目標967.0haに対する実績953.5haの達成率	都市整備部 公園課 (内線：2982)	

項目	環境総合計画に掲げた目標	計画策定時の状況		目標達成状況		部局名
		平成12年度	平成22年度	目標達成率	評価	
屋上・壁面緑化	屋上緑化施設の増加	—	民間施設の屋上緑化3施設に助成等に助成	<概ね達成> H14～22年で33施設の屋上・壁面緑化等に助成	<達成> H18年4月1日に自然環境保全条例が施行されたことにより、民間施設に緑化義務が課されたこと及び府有施設に対し高い緑化基準を課したことや本府緑化施策の継続実施により達成	環境農林水産部 みどり・都市環境課 (内線：2742)

- ※1 集団回収を含む。
- ※2 天然ガス自動車、メタン自動車、電気自動車のほかガソリン等石油燃料等と電気を併用するハイブリッド型自動車のこと。
- ※3 排出量は、各年度の全国の電力排出係数を用いて算定している。
- ※4 京都メカニクスクレジット(京都議定書に基づき認証される他国の排出削減量等)を考慮して算定された電力の排出係数を使用し、排出量を算定した。
- ※5 FSC(森林管理協議会)が認定した認証機関により「適切な森林管理」を認証し、その森林で生産された木材や木材製品をラベリングする制度のこと。

II 環境への負荷が少くない健康的で安心な暮らしの確保(健康)

1 自動車公害の防止

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境保全目標達成率	環境保全目標の達成	二酸化窒素：一般局92.6% 自排局54.1% 浮遊粒子状物質：一般局93.9% 自排局63.3%	二酸化窒素：一般局100% 自排局100% 浮遊粒子状物質：一般局100% 自排局100%	—	<達成> H22目標は達成。大気汚染の状況は気象条件や社会経済の変動による影響を受けられるため、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境保全目標を継続的・安定的に達成できるよう、引き続き自動車環境対策を推進する。	環境農林水産部 環境管理課 交通環境課 (内線：3895)
自動車排出大気汚染物質排出量(自動車NOx・PM法対策地域)	窒素酸化物：16,450トン/年 粒子状物質：740トン/年	(平成9年度)窒素酸化物：27,260トン/年 粒子状物質：3,170トン/年	(平成21年度)窒素酸化物：14,800トン/年 粒子状物質：620トン/年	<窒素酸化物：114%> 削減目標量10,810トンに対して12,360トン削減 <粒子状物質：105%> 削減目標量2,430トンに対して2,550トン削減	<達成見込み> H21年度の排出量がH22目標を下回っていることから、H22目標は達成する見込み。	環境農林水産部 環境管理課 交通環境課 (内線：3894・3897)
道路に面する地域の環境騒音	環境保全目標の概ね達成	環境保全目標達成率 41.4% 達成地点133地点(測定地点数321地点)	(平成21年度)環境保全目標達成戸数590,986戸(評価対象戸数642,648戸) 要請限度との比較 達成地点285地点(測定地点数307地点)	<91.9%> H21年度評価対象戸数に対する環境保全目標達成戸数の割合	<達成困難> 環境保全目標達成率は上昇の傾向で推移しているが、H21実績は91.9%であり、H22目標の達成は困難な見通し。対策の実施効果が見られるが、目標達成には諸対策の継続が必要。引き続き、遮音壁や低騒音舗装等の道路構造対策や交通流対策等、関係機関の連携のもとで諸対策を推進する。	環境農林水産部 環境管理課 交通環境課 (内線：3894・3897)

2 廃棄物の適正処理

一般廃棄物最終処分量	56万トン/年 (廃棄物処理計画改定後目標56万トン)	88万トン	(平成21年度)52万トン/年	<108% (H22目標)> H22目標56万トン/年に対するH21実績52万トン/年の達成率	<達成見込み> H21年度時点ですでに達成。H22年度目標についても達成できると考える。	環境農林水産部 循環型社会推進課 資源循環課 (内線：3819)
産業廃棄物最終処分量	100万トン/年 (産業廃棄物処理計画改定後目標53万トン)	147万トン	(平成17年度)67万トン/年	<149%達成(改定前目標)> H22目標100万トン/年をH17年度実績で達成(H19年3月にH22目標を53万トン/年に変更)	・H17年度時点ですでに目標達成。 ・H19年3月の「大阪府廃棄物処理計画」の改定に併せ、より減量化を推進する方向で目標の改定を行ったが、産業廃棄物は、改定以後は排出量等のデータがないため現時点での改定目標値に対する評価不可。	環境農林水産部 循環型社会推進課 産業廃棄物指導課 (内線：3825)

項目	環境総合計画に掲げた目標	計画策定時の状況		目標達成率		評価	部局名
		平成22年度	平成12年度	平成22年度	平成12年度		
3 大気環境の保全							
二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境保全目標達成率	環境保全目標の達成	二酸化窒素：一般局92.6% 自排局54.1% 浮遊粒子状物質：一般局93.9% 自排局63.3%	二酸化窒素：一般局100% 自排局100% 浮遊粒子状物質：一般局100% 自排局100%	-	<達成> H22目標は達成、大気汚染の状況は気象条件や社会経済の変動による影響を受けるため、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境保全目標を継続的・安定的に達成できるよう、引き続き総合的な大気汚染対策を推進する。	環境農林水産部 環境管理室 環境保全課 交通環境課 (内線：3695)	
大気汚染物質排出量	窒素酸化物：43,860トン/年 粒子状物質：16,220トン/年 (粒子状物質は、二次生成物質も含む)	(平成9年度) 窒素酸化物：54,450トン/年 粒子状物質：20,900トン/年	(平成20年度) 窒素酸化物：工場等 14,050トン/年 自動車 16,330トン/年 粒子状物質：工場等 1,230トン/年 自動車 840トン/年 (工場の粉じん及び二次生成物質については未集計)	-	<現時点で評価不可> 平成15年に策定した自動車NOx・PM総量削減計画(目標年度：平成22年度)の進捗状況を取りまとめる際に、大阪府域における大気汚染物質の現況排出量を算定する予定。 現時点で評価不可。	環境農林水産部 環境管理室 環境保全課 交通環境課 (内線：3895)	
4 水環境の保全							
公共用水域 (環境保全目標達成率)	健康項目 概ね100%	99.9%	(河川)99.7% (海域)100%	-	(河川) <達成> (海域) <達成>	環境農林水産部 環境農林水産総合研究所 (06-6972-5862) 環境管理室環境保全課 (内線：3854)	
	BOD(河川)概ね100%	58.9%	BOD(河川) 85.2%	-	<非達成> H22の環境保全目標達成率は過去最高であったが、生活排水の影響を大きく受ける河川で環境保全目標を達成することはできなかった。引き続き下水道の整備などの汚濁負荷削減対策を推進する。		
	COD(海域)概ね80%	46.7%	COD(海域) 40.0%	-	<非達成> 府域の発生負荷量は着実に削減が進んでいるが、内部生産等の影響により目標を達成することはできなかった。引き続き汚濁負荷削減対策や海域環境改善対策を推進する。		
	COD、窒素、りんへの排出量	COD 103トン/日 窒素 90トン/日 りん 7.2トン/日 (平成11年度)	COD 65トン/日 窒素 61トン/日 りん 4.0トン/日 (平成21年度)	COD 141% 窒素 126% りん 110%	<達成> 第6次総量削減計画に掲げた各種施策の実施により目標を達成した。		環境農林水産部 環境管理室環境保全課 (内線：3854)
生活排水処理率	100%	81.2% (H12.10)	93.3%(平成22年度) ※生活排水処理整備率 95.2%(平成21年度)	-	<非達成> 処理率は向上したものの、市町村の厳しい財政状況により、目標達成はできなかった。今後市町村に一層の生活排水処理施設の整備促進等の働きかけを行う。	環境農林水産部 環境管理室 健康医療部 環境衛生課 (内線：2577) 都市整備部 下水道事業課 (内線：3959)	

項目	環境総合計画に掲げた目標			計画策定時の状況		目標達成状況		部局名
	平成22年度	平成12年度	平成22年度	目標達成率	評価			
大阪湾の浅海域における干潟、藻場の保全・再生	干潟：63.4ha	干潟：31.4ha (H13末)	干潟：38.8ha	<61%> H22目標(干潟63.4ha)に対するH22までの実績(干潟38.8)の達成率	<非達成> 【堺2区人工干潟】 干潟の砂に大和川の流砂砂を利用して、H18～20にかけ干潟の砂にヘドロ成分が多かったことから、干潟に砂を入れられない状態が続いていたため、完成が当初予定より遅れている。今後、も計画の10haに達するまで、浚渫砂受入を続ける。 【阪南2区人工干潟】 阪南2区埋立事業の一環として整備しているが、搬入される建設発生土の量が減少しているため非達成。今後も建設発生土の受入を続け、干潟を整備する。	都市整備部 港湾局 (内線：8322-710) 環境農林水産部 水産課 (内線：2767)		
	藻場：47.7ha	藻場：37.7ha (H13末)	藻場：64.7ha (水産課創造事業分)	<136%> H22目標(藻場47.7ha)に対するH22までの実績(藻場64.7)の達成率	<達成>			
5 地盤環境の保全								
地盤沈下	地盤沈下を進行させない	1cm以上の沈下 3点 (H11)	・地盤沈下観測所における地盤高観測結果(23ヶ所) 隆起6ヶ所(0.07mm～2.11mm) 沈下17ヶ所(0.09mm～3.70mm) 地下水水位観測結果(34ヶ所) 上昇32ヶ所(0.04mm～1.19m) 下降2ヶ所(0.05mm～0.11m) 平成22年4月から新たに1ヶ所で観測開始 地下水深採取量 29万t/日	—	<達成> 地盤沈下量はほとんど変動が見られず、また地下水水位は概ね上昇傾向にあり、目標を達成している。	環境農林水産部 環境管理室 環境保全課 (内線：3809)		
地下水汚染	環境保全目標の概ね達成	環境基準達成率 93.1%	79地点中74地点で達成	<93.7%> H22目標「概ね達成」に対して、H22の実績は93.7%の達成率	<達成>	環境農林水産部 環境農林水産総合研究所 (06-6972-5982) 環境管理室 環境保全課 (内線：3809)		
土壌汚染	汚染地の影響が周辺に及ばないよう適切に管理されていること	—	土壌汚染対策法及び生活環境の保全等に関する条例(土壌汚染対策)に基づき適切に管理されている。	—	<達成> 府内の土壌汚染対策法及び条例に基づき指定された区域については、法又は条例に基づき適切に管理されている。また、土壌汚染があり、健康被害のおそれがある土地については、法に基づき要措置区域に指定し(平成22年度に1箇所)、法に基づき適切な措置を行っている。	環境農林水産部 環境管理室 環境保全課 (内線：3809)		
6 騒音・振動の防止								
一般地域の環境騒音	環境保全目標の概ね達成	環境保全目標達成率 57.4% 達成地点299地点(測定地点数521地点)	(H21年度)達成地点318地点(測定地点数412地点)	<77.2%> H21年度の測定地点数に対する環境保全目標達成地点数の割合	<達成困難> 環境保全目標達成率は上昇の傾向で推移しているが、H21の実績は77.2%であり、H22目標の達成は困難な見通し。対策の実効性が現れているが、目標達成には諸対策の継続が必要。引き続き、府と市町村の適切な役割分担と連携のもと、法・条例に基づき規制・指導等の対策を推進する。	環境農林水産部 環境管理室 交通環境課 (内線：3894・3897)		

項目	環境総合計画に掲げた目標	計画策定時の状況		目標達成状況		部局名
		平成22年度	平成12年度	平成22年度	目標達成率	
7 有害化学物質による環境リスクの低減・管理						
ダイオキシン類	環境保全目標の概ね達成	環境保全目標達成地点数/測定地点数 大気:39地点/40地点 河川水質:64地点/73地点 海域水質:12地点/12地点 地下水質:41地点/41地点 土壌:112地点/112地点	環境保全目標達成地点数/測定地点数 大気:39地点/39地点 河川水質:60地点/66地点 河川底質:63地点/66地点 海域水質:12地点/12地点 海域底質:12地点/12地点 地下水質:21地点/21地点 土壌:31地点/31地点	<大気:100%> <河川水質:91%> <河川底質:95%> <海域水質:100%> <海域底質:100%> <地下水質:100%> <土壌:100%> H22年度の測定地点数に対する環境保全目標達成地点数の割合	<達成> 環境保全目標の達成率は、大気、海域水質・底質、地下水質及び土壌で100%、河川水質で91%、河川底質95%で、目標は達成している。	環境農林水産部 環境管理室 環境保全課 (内線:3854) 環境農林水産部総合研究所 (06-6972-5885)
その他の化学物質	平成17年度の目標排出量よりさらに削減 ※)H17の目標ダイオキシン類特別措置法で定める特定施設から排出されるダイオキシン類の量を平成12年度の89.4gから約4割削減	ダイオキシン類特別措置法で定める特定施設から排出されるダイオキシン類の量:89.4g	5.8g	-	<達成>	環境農林水産部 環境管理室 事業所指導課 (内線:3877)
健康モニタリング	環境リスクの高い化学物質について排出量を削減	-	PRTR法に基づく平成21年度の排出量:17,020トン (平成15年度の排出量:27,509トン)	-	<達成見込み> PRTR法に加え、府条例に基づき適正管理を促進することにより、化学物質の排出量は着実に削減されている。	環境農林水産部 環境管理室 環境保全課 (内線:3879)
8 環境保健対策及び公害紛争処理						
健康モニタリング	環境保健サーベイランスシステムの運用手法を確立	-	平成15年度に国のサーベイランスシステムが確立。以降、府独自の健康モニタリングを終了し、国のサーベイランス調査に協力した。 対象者数 3歳児 1,190名 6歳児 1,069名	-	<達成> 府独自の健康モニタリングについては、H15年度で終了した。	健康医療部 環境衛生課 (内線:2579)
Ⅲ 豊かな自然との共生や文化が実感できる魅力ある地域の実現(共生・魅力)						
1 生物多様性の確保						
生物多様性の確保	ネットワークの拠点となる学校、公共施設などでエトーフ整備を推進	-	学校ビオトープの整備など地域の特性に応じた自然環境の保全の取り組みを実施した。	-	<概ね達成>	環境農林水産部 みどり・都市環境室 みどり推進課 (内線:2745)
	新たに560haの鳥獣保護区の設定を目指す	8,096ha/H12末現在	新規指定1,100ha (H22年度末現在 12,801ha)	<196%> H22目標560haに対するH22までの実績1,100haの達成率	H22目標560haを大幅に上回る面積の鳥獣保護区を設定	環境農林水産部 動物愛護推進課 (内線:2746)
	二次的自然環境の保全やミシガエノンの手法の研究・普及	-	生物生息ポテンシャル地図(RDB情報システム)を活用し、自然環境の保全やネットワークの手法等を検討した	-	<概ね達成>	環境農林水産部 みどり・都市環境室 みどり推進課 (内線:2745)

項目	環境総合計画に掲げた目標	計画策定時の状況		目標達成状況		部局名
		平成22年度	平成12年度	平成22年度	目標達成率	
生物多様性の確保	平成22年度 愛鳥モデル校を30校指定	8校	—	<27%> H22目標30校に対するH22までの実績8校の達成率 (目標は、H18年度に策定した「第10次鳥獣保護事業計画」において22校に変更(計画期間: H23年度まで))	<非達成> 高病原性鳥インフルエンザの発生等により、活動縮小・停止を余儀なくされる等学校を取り巻く環境が変化したことにより数値目標達成は困難。	環境農林水産部 動物愛護推進課 (内線: 2746)
2 自然環境の保全・回復・創出						
「エコジカルネットワーク軸」の創出	エコジカルネットワーク軸が設定され、様々な自然環境の保全・創出に関する取組みを進める	—	—	周辺山系の森林整備やベイエリアでの共生の森づくり、学校ビオトープの整備など地域の特性に応じた自然環境の保全、回復を実施した。	<評価不可> 生態系ネットワークの形成の評価については、科学的知見に基づき継続的なモニタリングが必要である。	環境農林水産部 みどり・都市環境室 (内線: 2745)
府立自然公園の指定	泉州地域などにおいて府立自然公園を指定	2,594ha	—	指定書及び公園計画書(案)を取りまとめ、関係行政機関等と協議し、同意を得た。	<概ね達成> H23年度に府環境審議会の答申を得て、同年7月に指定を行った。	環境農林水産部 みどり・都市環境室 (内線: 2745)
府民参加による自然環境保全活動の推進	二次的自然環境の象徴である雑木林の300ha以上で、府民参加による保全活動を推進	—	—	トラスト協会を軸にNPOとの連携を進め、保全活動を推進した。H22の活動面積 217.1ha	<非達成> 目標は非達成であったが、トラスト協会による活動のほか、企業やNPOなど多様な主体による自然環境保全活動が展開されている。	環境農林水産部 環境保全課 (内線: 3854)
自然海浜保全地区の維持・利活用	自然海浜保全地区を維持し、その利活用を促進	—	—	町に助成を行い、自然海浜保全地区内のトイレの維持管理やごみの回収を行うとともに、「なぎさの楽校」等で環境学習の場として利活用	<達成> 町との連携により、現在、自然海浜保全地区は良好に維持活用できており、目標を達成している。	環境農林水産部 みどり・都市環境室 (内線: 2735)
3 自然とのふれあいの場の活用						
周辺山系の自然と親しむ機会を持った府民の数	年間300万人以上	府民の森 200万人以上	154万人	<51%>	<非達成> 引き続き広報活動や府民の森利用者の森利用者の向上等に取り組み、利用者増に努める。その上で、近年の利用動向も勘案して、目標の見直しも検討する。	環境農林水産部 みどり・都市環境室 (内線: 2735)
里山の自然学校「紀泉わいわい村」(構想時名称「紀泉ふれあい自然塾」)の利用者数	年間2万人以上	—	3.2万人	<158%>	<達成> H22目標2万人を大幅に上回り達成	環境農林水産部 みどり・都市環境室 (内線: 2766)
「ふれあい・漁港・漁村」の整備箇所数	2箇所	—	100%(基盤整備) 0%(環境整備)	—	<未達成> 厳しい財政状況から現在、埋立などの基盤整備は完成したが、上物整備として取り組む予定の漁港環境整備の着手時期は未定。当面は、暫定利用に向けた整備を実施予定。	環境農林水産部 みどり・都市環境室 (内線: 2742)
4 潤いとやすらぎのある都市空間の形成・活用						
市街化区域における樹林・樹木で蔽われた面積の割合	15%を目指して緑化を推進	9.2%(H4)	(平成15年度) 9.9%	—	<現時点で評価不可> H24年度に実施する緑被率調査結果をふまえ、各種施策の見直しを行い、目標の達成に努める。	環境農林水産部 みどり・都市環境室 (内線: 2742)

項目	環境総合計画に掲げた目標	計画策定時の状況		目標達成状況		部局名
		平成22年度	平成12年度	平成22年度	評価	
地域緑化プランの策定率	各市町村1箇所以上の地域での緑化プランを策定	—	—	(平成22年度) 6市において、8の地域緑化推進委員会を設置し、地域緑化プラン策定を支援	<55%> H22目標43市町村に対してH22までの実績24市町の達成率	環境農林水産部 みどり・都市環境室 みどり推進課 (内線:2742)
5 美しい景観の形成						
府管理道路における電線類地中化の総延長	72km (市町村管理道路除く)	32km	—	69.4km (府管理道路のみ)	<96%> H22目標72kmに対するH22までの実績69.4kmの達成率	都市整備部 交通道路課 道路環境課 (内線:2926)
美しい景観の形成	生活・文化の反映である良好な都市景観の創造・保全、並びに歴史的景観や自然景観の保全、創造を図ることにより、個性と魅力に富む都市空間と潤いと爽快感を醸成することのできる生活空間の創造	—	—	景観法に基づく景観計画に定める「景観計画区域」の追加指定及び指定区域での行為の届出に対して (指定状況 平成20年度:5道路軸、 1河川軸 1山並み軸 平成22年度:2河川軸 2山並み軸) (届出件数:計39件)	<概ね達成> 景観法に基づく景観計画に定める景観計画区域を順次指定し、区域内での届出に対して、基準に基づき指導を行っている。	住宅まちづくり部 建築指導室 建築企画課 (内線:3028)
6 歴史的文化的環境の形成						
一定期間内に府内の文化財を見に行なったことがある府民の割合	50%	—	—	(平成17年度) 36%	—	教育委員会 文化財保護課 (内線:3491)
登録文化財の数	府内のすべての市町村で1箇所以上の登録文化財を登録	16市町村	—	33市町村	<77%> 登録件数は順調に増加したが、市町村数は伸びなかった。その多くが既登録の市町村からの登録であり、特にH19年度以降、新たに登録する市町村はなかった。	教育委員会 文化財保護課 (内線:3491)

項目	環境総合計画に掲げた目標	計画策定時の状況		目標達成状況		部局名
		平成22年度	平成22年度	目標達成率	評価	
IV すべての主体が積極的に参加し行動する社会の実現(参加)						
1 パートナシップによる環境保全活動の促進						
ボランティアの森の設定	一定面積の森林を有する30市町村で設定	—	ガイドラインに基づき14市町村で19団体が森づくり活動を展開中	<46%> H22目標30市町村に対し、14市町村の達成率	<非達成> 約半数の市町村で森づくり委員会が活動しているが、残る市町村で委員会の設置が難航。引き続き目標達成に努力。	環境農林水産部 みどり・都市環境室 みどり推進課 (内線:2732)
漁民の森づくり	府内5ヵ所実施	—	府内3ヵ所実施	<60%> H22目標5ヵ所に対し、H22実績3ヵ所の達成率	<非達成> 事業員直しにより大阪府事業はH21で廃止。H22からは事業主体を大阪府漁業協同組合連合会として実施。H23は6ヵ所実施予定	環境農林水産部 水産課 (内線:27165)
森林・里山保全活動	年間1,000人以上の子どもの参加	—	3,065人 「学校の森」活動及び「紀泉わいわい村」参加者数	<306%> H22目標年間1000人に対し、H22実績年間3065人の達成率	<達成> H22目標年間1,000人を大幅に上回り達成	環境農林水産部 みどり・都市環境室 みどり推進課 (内線:2755・2752)
里山インストラクターの養成・認定派遣制度の創設	年間50人の認定・登録	—	制度創設に向け検討中	—	<非達成> 類似の取り組みが各地で行われているため、それらとの調整が必要	環境農林水産部 みどり・都市環境室 みどり推進課 (内線:2765)
棚田ボランティア	500人	—	182人	<36%> H22目標500人に対するH22までの実績182人の達成率	<非達成> 棚田までの距離が遠く、またアクセスが不便であることから目標達成できなかった。目標達成に向けて引き続き努力を行う。	環境農林水産部 施設室 整備課(内線:2771)
ため池環境コミュニティ	30地区	—	20地区	<67%> H22目標30地区に対するH22実績20地区の達成率	<非達成> 多様な主体によるため池保全活動等はあるものの、組織化がなされていない。早期に目標達成できるように引き続き努力を行う。	環境農林水産部 施設室 整備課 (内線:2774)
「学校の森」活動のモデル校の選定	小中学校30校を選定・活動の実施	—	(平成21年度) 11校	<37%> H22目標30校に対するH21実績11校の達成率	<達成困難> 学校林を管理している学校では取り組みを進めることができたが、他では活動地の確保に苦慮した。引き続き、里山など活動地の確保に努め、目標達成に近付ける。	環境農林水産部 みどり・都市環境室 みどり推進課 (内線:2755・2752)
「府民の森」のフィールドとしての活用	・自然体験活動の実施 ・活動リーダーの養成	—	府民の森パークレンジャーによる自然体験活動を実施	—	<概ね達成> 継続して自然体験活動を実施している 引き続き現在の取り組みを継続	環境農林水産部 みどり・都市環境室 みどり推進課 (内線:2735)
「子どもエコクラブ」の登録クラブ数	300クラブ	—	109クラブ	<36%> H22目標300クラブに対するH22の実績109クラブの達成率	<非達成> クラブ数の減少は、学校などで環境学習参加の機会が増えたためと考えられるが、自主的なことでの環境学習機会の一つとして、引き続きエコクラブ支援を行う。	環境農林水産部 みどり・都市環境室 みどり推進課 (内線:2755・2752)

項目	環境総合計画に掲げた目標	計画策定時の状況		目標達成状況		部局名
		平成22年度	平成12年度	平成22年度	評価	
2 環境教育・環境学習の推進						
学校における環境教育・環境学習の推進	・府内すべての小・中・高校に対し、「総合的な学習の時間」等を活用した体験的な環境教育・環境学習の場の提供	—	—	・府内小・中学校への環境教育の普及を推進するため、環境に関する6つのテーマをもとに企業・行政からの環境教育プログラムを実施し、その成果を「子ども環境サミット」を開催して発表(平成22年度11校)	—	<p><達成> 環境教育プログラムを活用した学校を中心に「子ども環境サミット」を開催。各校の取組や「学校発エコ宣言」を、府HPで府内に発信した。 環境教育プログラムを広く周知することや、実践事例の紹介を通じて、小・中学校の環境教育の充実に向けた取組を継続</p> <p>(内線:2756) みどり推進課 環境農林水産総合研究所 (06-6972-7666) 教育委員会都市町村教育室 小中学校課(内線:5484)</p>
	・環境NGO・NPOと連携し、体験学習アトハイサーや環境学習リーダーを学校や職場などの要請に応じて出向いていっくシステムの整備	—	—	・環境農林水産総合研究所の各研究機関において、環境月間を中心に、小中学校と連携した環境教室「子ども体験スワール」などを実施(平成22年度 636人)	—	<p><達成> 環境教育プログラムを広く周知することや、実践事例の紹介を通じて、小・中学校の環境教育の充実に向けた取組を継続すれば達成可能。</p> <p>(内線:2745) 環境農林水産総合研究所 (06-6972-7666) 教育委員会都市町村教育室 小中学校課(内線:5484)</p>
	・総合的な環境学習システムの構築を図るために、環境学習に役立つ環境情報を収集、整理し、提供できる総合的な環境情報発信拠点の整備	—	—	【主要な取り組み】 ・企業やNGO/NPO、民間団体、行政などが保有する環境教育プログラム等の環境資源情報をデータベース化し、団体等が取組むための教育や環境活動を支援するためのポータルサイトを開設 ・「かけはし」において、情報交流や、交流会、セミナー等を開催しNPO等の活動を支援	—	<p><達成> ・今後もNPOが互いに情報交流を進め、活動の活性化を図っていく。</p> <p>環境農林水産部 みどり・都市環境室 地球環境課 (内線:2756) みどり推進課 環境農林水産総合研究所 (06-6972-7666)</p>
社会における環境教育・環境学習の推進	・地域の人材を活用した体験学習アトハイサーや環境学習リーダーの養成	—	—	・環境農林水産総合研究所の各研究機関において、夏休みを中心に、体験イベントを実施(平成22年度参加者290人(応募は642人))	—	<p><達成> 計画期間内に開催した人材養成講習を修了した人材が、地域の環境活動で活躍している(「なごわエコクラブ」など)</p> <p>環境農林水産部 みどり・都市環境室 環境管理室 環境保全課 (内線:3855)</p>
3 事業活動における環境への配慮						
戦略的環境アセスメントの制度化及びその運用	導入に向けた調査・検討を実施し制度化を図るとともにその運用を踏まえ、適用範囲の拡大など制度の拡充	—	—	大阪府環境影響評価審査会の審議結果を踏まえ、計画策定の早期段階での環境配慮の促進を図るため、条例に基づく「技術指針」について平成21年度に改定し運用した。	—	<p><概ね達成> H21年度に環境配慮の実施を技術指針に盛り込んだところであり、その運用を踏まえ、今後必要に応じて指針の拡充を図っていく。</p> <p>平成21年6月14日技術指針改定(府告示第1299号)</p>
	ISO14001認証取得及び環境活動評価プログラム登録件数	1,000件以上	ISO認証 452件	約2,750件	<275%> H22目標1000件に対するH22の実績2750件の達成率	<p><達成> H22目標1,000件を大幅に超えて達成</p> <p>環境農林水産部 みどり・都市環境室 地球環境課 (内線:2756)</p>

第3章 長期的な目標と現状

本章では、「大阪21世紀の環境総合計画」において長期的な目標を定めた6つの主要課題について、施策の現状を示します。

項目	長期的な目標 ↓ その目標に対する現状	実現の方途	取り組み状況	部局名
1 資源循環	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><長期的な目標> 石油、石炭、鉱物など地下資源の消費が抑制されているとともに、生産物や廃棄物を含むあらゆる資源の循環を推進し、ごみゼロ社会をめざし、廃棄物の発生抑制や再使用、リサイクルの取り組みが大きく前進していること。</p> </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><長期的な目標に対する現状> 平成21年度のリサイクル率は、一般廃棄物が11.8%と平成12年(8.3%)と比べ増加している。</p> </div>	<p>①廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進</p> <p>ごみ減量化・リサイクルアクションプログラムを推進し、ごみゼロに向けた府民運動を広げます。</p> <p>無駄な消費を抑制するためにレンタル・リースの活用や、容器の再使用・再マールリサイクルなどを組み合わせた事業者の自主的取組みを促進します。</p> <p>建築物の長寿命化設計やリフオームの促進、製品の長寿命化、部品の再使用、リサイクルを容易にする設計や材質の選択などについて生産者に働きかけます。</p> <p>再生産可能な循環型資源である森林資源の利用を事業者や府民に働きかけます。</p>	<p>府民団体や事業者団体、行政からなる大阪府リサイクル社会推進会議(H18.4大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議を名称変更)において策定した「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」を見直し、「リサイクルアクションプログラム(H22.6)」を策定しました。同プログラムに基づき、府民・事業者・行政がそれぞれの立場でさまざまな実践行動を積極的に展開しました。</p> <p>製品の長寿命化、リース・レンタル、リサイクルしやすい製品設計、サーマルリサイクルなどを促進するため、循環型社会形成推進条例に基づき「大阪府循環型社会形成に関する基本方針」を平成16年に策定し、その普及に努めました。</p> <p>間伐材を資源として活用する事業者に対し、リサイクル製品の認定取得を働きかけました。また、地元材を使った健康な家作りを目指した建築事務所等のネットワークを通じ、府民構いし、府内産材利用の普及啓発活動を実施しました。</p> <p>「大阪エコエリア構想」を推進するため、平成17年7月に「大阪府エコタウンプラン」を策定し、先進的な民間リサイクル施設などを整備することなどにより、循環型社会の構築をめざしています。</p> <p>府民団体や事業者団体、行政からなる大阪府リサイクル社会推進会議(H18.4大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議を名称変更)において策定した「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」を見直し、「リサイクルアクションプログラム(H22.6)」を策定しました。同プログラムに基づき、府民・事業者・行政がそれぞれの立場でさまざまな実践行動を積極的に展開しました。</p> <p>小中学校生のリサイクルへの関心を高めることを目的として、小中学校への啓発用CD/DVDの貸し出しや出前講座を実施しています。</p>	<p>環境農林水産部 循環型社会推進室 環境管理室</p> <p>環境農林水産部 みどり・都市環境室</p> <p>環境農林水産部 循環型社会推進室 環境管理室</p>

項目	長期的な目標 その目標に対する現状	実現の方途	取り組み状況	部局名
2 水循環の再生	<p>＜長期的な目標＞ 雨が地面にしみ込み、やがて川となり海へ流れ、蒸発し、再び雨となる自然の水循環の中で、私たちの生活や産業活動の基盤となる水資源の利活用などが適切に行われ、水循環とのバランスが確保されることにより、自然の浄化機能や、豊かで多様な生態系が維持されているとともに、水資源が支障なく活用できるという自然の水循環がもたらす恩恵が発揮されていること。また、水を大切に使いつつそれを守り育てる文化が育まれていること。</p> <p>↓</p> <p>＜長期的な目標に対する現状＞ 森林は、雨水を地面に浸透させ、下流へ緩やかに流下させる貯水機能、涵養機能などの公益的機能を有するが、一部で森林の荒廃により公益的機能の低下が見受けられる。</p>	<p>① 自然の水循環への影響が少ない水資源の利用</p> <p>生活排水などの処理を進めるとともに、雨水・中水の利用、下水処理水の雑用水や河川浄化用水への活用など、都市域での水の効率的利活用をはじめとした自然の水循環への影響が少ない水資源の適切な利用を図ります。</p> <p>② 自然の水循環の安定的確保</p> <p>森林・農地などの貯留・浸透・かん養能力を保全・回復・増進させるとともに、都市域での雨水貯留施設の設置や透水性舗装の推進などにより、自然の水循環の安定的な確保を図ります。また、河川では、多自然型川づくりなどにより自然浄化機能の向上を図ります。</p> <p>③ 水を大切に使い、守り育てる文化の育成</p> <p>親水空間の整備や河川等の水質改善等の美しい水辺を身近なものにする取り組みを進めるとともに、水循環の保全・回復のための活動での各主体の積極的な参加・連携を促進・支援することにより、水を大切に使い、守り育てる文化の育成に努めます。</p>	<p>「大阪府生活排水処理実施計画」に基づき、下水道や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設が効率的・効果的に整備されるよう、市町村の生活排水処理計画の見直しに関する技術的支援を行いました。</p> <p>平成17年度より「おおさかレインボウぶろろじえくと」を推進し、市民団体、企業及び市町村等と連携して府民への雨水利用の普及促進を図りました。河川では、多自然型川づくりなどにより、自然浄化機能の向上させるとともに、森林区域においては、治山ダム等を整備することで森林の基盤を安定させるとともに、間伐等の森林整備を実施することで、森林を健全な状態に保ち、貯水機能、涵養機能の増進しました。</p>	<p>環境農林水産部 環境管理室 都市整備部 下水道室</p> <p>環境農林水産部 環境管理室 都市整備部 みどり・都市環境室 河川室</p> <p>環境農林水産部 環境管理室 都市整備部 河川室</p>

項目	長期的な目標 その目標に対する現状	実現の方途	取り組み状況	部局名
3 地球環境	<p>＜長期的な目標＞ 地球温暖化やオゾン層破壊など地球環境問題の重要性が理解されることにより、温室効果ガス削減に向けた取り組みが着実に進められ、生産・流通・消費の各段階でエネルギー消費の抑制が徹底されること。 また、脱温暖化社会の実現に向けて、新エネルギーや再利用エネルギーを活用した環境負荷の少ないエネルギーシステムの積極的な活用が図られていること。 さらに、オゾン層破壊や地球温暖化に寄与するフロンガスが適切に処理され、フロンガスを使用しないシステムの普及が図られていること。</p> <p>＜長期的な目標に対する現状＞ 省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの普及促進やフロンの排出抑制等により、2009年度の温室効果ガス排出量は5,004万トンで、1990年度と比べ13.5%減少しています。</p>	<p>① 地球温暖化対策推進法に基づく施策</p> <p>「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、温室効果ガスの削減目標の達成をめざします。</p> <p>「大阪府温室効果ガス排出抑制等実行計画」に基づき、府自身が排出する温室効果ガスの削減に努めます。</p> <p>府内のすべての自治体における温暖化対策実行計画の早期策定を促進します。</p> <p>京都議定書の批准・発効に向けた国内体制の整備に伴う温室効果ガスの一層の排出抑制に努めます。</p> <p>② 省エネルギーの徹底</p> <p>○ エネルギー効率の改善を経済的に行うESCO事業の活用により、既設建物の省エネルギー化を進めます。</p> <p>○ 新規に建物を建築する際には「省エネルギー計画書」の提出により、エネルギーの効率的利用を確認するなど省エネルギー化を促進します。</p> <p>グリーン購入の推進により省エネルギー機器の普及を促進します。</p>	<p>大阪府地球温暖化対策地域推進計画で掲げた重点対策(6つ)について総合的かつ計画的に推進してきた結果、2010年度の温室効果ガス排出量を基準年度から9%削減という目標に対し、2009年度13.5%削減と目標達成の見込みとなっています。</p> <p>「大阪府エコアクションプラン - 地球温暖化対策大阪府庁実行計画-」(2005年改定)に基づき、温室効果ガスの削減に努めた結果、2010年度の温室効果ガス排出量を2003年度比5%削減という目標に対し、2010年度は6.8%削減と目標を達成しています。</p> <p>府内43市町村のうち、ほとんどの自治体において温暖化対策実行計画が策定されていますが、一部自治体においては未策定となっています。【達成率約90%】</p> <p>京都議定書が2005年2月に発効された後、「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」を2005年9月に改定するとともに、2006年4月には、温暖化の防止等に関する条例を施行するなど、エネルギーの多量消費事業者に対する対策計画書や実績報告書の届出の義務付けなどを規定して温室効果ガスに一層の排出抑制に努めてきました。</p> <p>平成13年度から、府有20施設においてESCO事業を導入し、光熱水費及びCO2排出量の削減に取り組んでいます。20施設全体の削減効果として、光熱水費は4億5千万円/年、CO2排出量は1万3千t-CO2/年を達成しています。</p> <p>新規に建物を建築する際には「省エネルギー計画書」を審査し、エネルギーの効率的利用を確認するなど省エネルギー化を促進しました。届出後、3年を経過した建築物については、省エネルギー性能を維持するため、適正に維持保全できているか確認するなど省エネルギー化を促進しました。</p> <p>省エネルギーを分かりやすく表示する「省エネラベル」の周知を図るための実行委員会に参加して「大阪省エネラベルキャンペーン」を毎年実施し、省エネ家電製品の普及促進に取り組まれました。</p>	<p>環境農林水産部 みどり・都市環境室</p> <p>環境農林水産部 みどり・都市環境室 住宅まちづくり部</p>

項目	長期的な目標 ↓ その目標に対する現状	実現の方途	取り組み状況	部局名
		<p>③ 新エネルギー、未利用エネルギーの活用</p> <p>「エコエネルギー都市・大阪計画」に基づき、太陽光発電や天然ガスコージェネレーション注2などの新エネルギーの普及や河川水や下水の温度差エネルギーなど未利用エネルギーの活用を努めます。</p> <p>森林や廃棄物から発生する木質バイオマスの活用を促進します。</p> <p>④ 地球温暖化対策に対する自主的取り組みの促進</p> <p>大阪エコアクション宣言事業により、府民、事業者の省エネルギー化等の活動を積極的に支援します。</p> <p>温暖化防止活動推進員などによる日常生活における温室効果ガス排出抑制につながる実践行動等の普及・啓発活動を支援を進めます。</p> <p>エコ商品（環境に与える負荷の少ない商品）の情報をわかりやすく提供することなどによりグリーン購入を促進します。</p> <p>⑤ フロンガスの適正処理及び脱フロンの促進</p> <p>「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」に基づき、フロンガスの適正処理に努めます。</p> <p>自然冷媒を使用した冷凍サイクルや発泡、洗浄分野での代替物質の使用などフロンガスを使用しないシステムの技術開発の促進及び普及を図ります。</p>	<p>「エコエネルギー都市・大阪計画」に基づき、新エネルギーの率先導入やセミナー等で普及促進を行うとともに、新エネルギー等の導入状況について把握を行いました。</p> <p>森林資源を活用したクリーンなエネルギーとして木質ペレットの生産・木質ストーブの導入を推進しました。</p> <p>大阪エコアクション宣言事業により、府民、事業者の省エネルギー化等の活動を積極的に支援しました。</p> <p>地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地球温暖化防止活動推進員を委嘱（平成23年3月31日現在182名）し、環境家計簿の普及等により、日常生活における温室効果ガス排出抑制につながる実践行動等の普及・啓発に取り組みました。</p> <p>家電製品の省エネ性能を分かりやすく表示する「省エネラベル」の周知を図るとともに、「豊かな環境づくり大阪府民会議」を通じて「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施し、スーパーや生協等の店舗においてグリーン購入についての普及・啓発を行いました。また、グリーン購入の普及促進を図る全国組織のグリーン購入ネットワークに参加し、大阪においてセミナーを開催するなど、グリーン購入に関する知識の普及に努めました。</p> <p>「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」に基づき、第一種フロン類回収業者の指導監督等により、フロンガスの適正処理に努めました。</p> <p>ノンフロン製品に関するパンフレットを、大阪府フロン対策協議会等を通じて、府民や事業者団体等に配付し普及啓発に努めました。</p>	<p>環境農林水産部 みどり・都市環境室</p> <p>環境農林水産部 みどり・都市環境室</p> <p>環境農林水産部 環境型社会推進室</p>

項目	長期的な目標 その目標に対する現状	実現の方途	取り組み状況	部局名
4 交通環境	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><長期的な目標> 燃料電池車などクリーンな自動車が開発され広く普及するとともに、利便性の高い交通体系の整備による自動車交通から公共交通への転換や、交通規制システムなどの整備による円滑な交通流の確保がなされており、また、府民、事業者、民間団体、行政などのすべての主体において、環境に配慮した交通利用のライフスタイル・ビジネススタイルが形成されていること。 これら社会基盤、ライフスタイル・ビジネススタイルの変革により、公害のない快適な環境が確保されていること。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><長期的な目標に対する現状> ○平成22年度の大阪府内の大気汚染の状況は二酸化窒素・浮遊粒子状物質とも環境基準を達成している。 ○平成21年度のクリーンな自動車“低公害車”の普及台数は、5万6千台(天然ガス自動車:5,380台、ハイブリッド自動車:50,534台、電気自動車:316台)と平成12年度の5千台(天然ガス自動車:1,821台、ハイブリッド自動車:2,802台、電気自動車:261台)と比べて増加している。 ○さらに、環境に配慮した交通利用形態として、カーシェアリング等も普及しつつある。</p> </div>	<p>① 発生源対策の充実</p> <p>クリーンな自動車の普及による発生源対策の充実を図ります。とりわけ、低公害なバス・トラックの普及などディーゼル車対策の充実を図ります。</p> <p>② 車社会からの転換</p> <p>鉄道等公共交通機関の整備を図るとともに府民や事業者の協力のもと自動車交通量の調整・抑制を図る交通需要マネジメント(TDM)施策を推進するなど過度に車に依存した社会からの脱却を図ります。</p> <p>③ 円滑な交通流の確保</p> <p>環状道路等の整備による交通の分散や交差点の立体交差化等の整備を図るとともに、交通規制システム等の「高度道路交通システム(ITS)」の整備を進め、交通流の円滑化を図ります。</p> <p>④ ライフスタイル・ビジネススタイルの転換</p> <p>行政は、環境教育や啓発等を通じて、府民や事業者の自主的な取り組みを促進するとともに、税制などによる誘導や規制的手法の展開により、府民、事業者、行政のそれぞれにおいて、よりクリーンな交通利用をめざすライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を図ります。</p>	<p>自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の排出を抑制するため、自動車NOx・PMI法に基づき事業者指導や府の公用車へのエコカーの率先導入を行うとともに、大阪自動車環境対策推進会議の場などを活用して、エコドライブの普及やグリーン配送推進運動などの取り組みを実施しました。 また、自動車NOx・PMI法に基づき、排出基準適合車への転換を促進するとともに、府生活環境の保全等に関する条例に基づく流入車規制をさらに、「エコカーのあふれるまち大阪」の実現に向け、エコカー導入やインフラ整備を官民一体で推進するための協働組織である「大阪エコカー普及協働サポートネット」を平成22年5月に立ち上げ、メンバーによるエコカーの率先導入や200V充電設備の整備促進等を行いました。</p> <p>過度に車に依存した社会からの脱却を図るため、鉄道等公共交通機関の整備を図るとともに府民や事業者の協力のもと自動車交通量の調整・抑制を図る交通需要マネジメント(TDM)施策を推進しました。</p> <p>環状道路等の整備による交通の分散や交差点の立体交差化等の整備を図るとともに、交通規制システム等の「高度道路交通システム(ITS)」の整備を進め、交通流の円滑化を図りました。</p> <p>クリーンな交通利用をめざし、過度に車に依存しないライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を図るため、ノーモーターデーの推進等の公共交通利用促進施策や交通環境学習等を実施しました。</p>	<p>環境農林水産部 環境管理室</p> <p>環境農林水産部 環境管理室 都市整備部</p> <p>都市整備部 大阪府警</p> <p>環境農林水産部 環境管理室 都市整備部</p>

項目	長期的な目標 その目標に対する現状	実現の方途	取り組み状況	部局名
5 有害化学物質	<p>＜長期的な目標＞ 府民・事業者・行政が、化学物質に関する情報を共有し理解を深めながら、適切な役割分担の下に連携して環境リスクの低減と管理をすすめることにより、有害化学物質による環境影響から人の健康がまもられ生態系が保全されていること。</p>	<p>① 環境リスクの適切な管理に基づく効果的な排出抑制の実施</p> <p>人の健康の保護や生態系の保全に係る環境リスクの評価手法については、国と連携して確立することとし、リスクの程度に応じた排出抑制や汚染の除去・浄化を図るなど環境リスクの管理に努めます。特に、現在規制されている化学物質以外にも環境リスクが大きいと認められる物質について、規制の措置も視野に入れつつ、事業者が自主管理目標を設定しその達成に努めるよう指導や支援を行い、排出抑制を図るなど未然防止のための対策を進めます。</p> <p>有害性の少ない化学物質に代替した製品の開発・使用を促進します。</p> <p>② 有害化学物質に関する知見や情報の収集と提供</p> <p>現地で処理が困難な汚染土壌について、掘削・運搬から最終処分に至るまでの適正処理システムを確立し、汚染地の浄化を促進します。</p> <p>③ リスクコミュニケーションの推進</p> <p>環境リスクとその管理についての社会的合意を得るために事業者が実施するリスクコミュニケーションを支援します。このため、環境リスクに関して正確にわかりやすく説明し話し合いを仲介できる人材(リスクコミュニケーションター)を国と連携しつつ養成・活用に努めます。</p>	<p>平成21年度から府化学物質管理制度に基づく各種の届出制度を開始し、化学物質の取引量や化学物質管理計画等の届出を指導することにより、事業者による化学物質の自主的管理を促進しました。また、人の健康への影響が大きい石綿について、解体工事等により使用されていた石綿が飛散することがないよう防止対策を徹底するとともに、アスペスト健康被害者の救済のための石綿健康被害救済基金に対して拠出し、救済制度の円滑な運用を図りました。</p> <p>PRTR法及び府化学物質管理制度に基づく、化学物質の排出量等の届出指導を通じて、事業者に対して有害性の少ない化学物質の使用を促進しました。</p> <p>平成22年度に府生活環境の保全等に関する条例を改正し、汚染土壌の搬出と適正処理に関する規制を盛り込むとともに、法・条例対象外の自主的な対策についても指導や助言を行いました。</p> <p>・ダイオキシン類について事業者による排ガス及び排水の濃度の自主測定や、施設から発生したダイオキシン類の排出量の把握を行い、またホームページ等を通じて化学物質の排出量の集計データ等を公表しました。</p>	<p>環境農林水産部 環境管理室</p> <p>環境農林水産部 環境管理室</p> <p>環境農林水産部 環境管理室</p>

項目	長期的な目標 その目標に対する現状	実現の方途	取り組み状況	部局名
6 エコジョカルネットワーク(水と緑のネットワーク)	<p>＜長期的な目標＞ 周辺山系やベイエリアの豊かな自然が「まち」をつつみ、それらの自然が河川の流れを軸として「まち」へと導かれ、そして「まち」の中でも都市公園をはじめとする緑の拠点が幹道や街路樹などをつなげられている。 このような「エコジョカルネットワーク」が各主体の協働で地域特性を活かしながら形成されており、「自然と共生する社会」が実現していること。</p> <p>＜長期的な目標に対する現状＞ 周辺山系の森林、農空間や大阪湾の豊かな自然環境を保全・再生する取り組み、周辺部の自然を街へと導く軸や拠点として、主要道路、主要河川、大規模緑地において、みどりの連続性や厚みと広がり確保するための緑化等の取り組みのほか、平成18年度には都市部の大部分を占める民有地にみどりを創出する建築物の敷地緑化の義務化、屋上や壁面緑化、校庭の芝生化などエコジョカルネットワークの形成に向け地域の特性に応じた取り組みが府民や企業、NPOなどの協働のもと進められている。</p>	<p>① エコジョカルネットワーク軸の形成 周辺山系の森林やベイエリアでの「共生の森」、干潟・藻場、河川や河畔林などの連続した自然空間の拠点や軸となる自然環境を保全・創出することにより、生きものや移動経路としての機能を発揮し、また、ヒートアイランド現象の緩和やゆとりと潤いを感じさせる景観の形成などの役割も果たす「エコジョカルネットワーク」を形成します。</p> <p>② 都市空間におけるみどりのネットワークづくり エコジョカルネットワーク軸から都市の内部へと自然を導くため、都市公園や生産緑地、社寺林などの緑の拠点を確保するとともに、街路樹や緑道の整備、市街地の大半を占める民有地の緑化、ビルの上・壁面緑化や学校などを中心としたピオトープづくりなどに取り組み、府民が身近に自然との共生を実感できるようにします。</p> <p>③ 自然環境の保全・整備手法に係る調査研究の推進 府域における野生動植物種の分布、生育状況等、地域固有の自然植生や生態系を基本とした自然環境の現状の把握を進めるとともに、その評価や保全・整備手法に係る研究を進めます。</p> <p>④ 各主体の連携 府民の参加・協力のもと、関係行政機関、民間企業、NPOなどの民間団体が連携してエコジョカルネットワーク軸となる周辺山系やベイエリア、河川周辺の自然環境の保全・整備活動に取り組めます。また、市町村毎に策定されている「緑の基本計画」に基づき各市町村域における水と緑のネットワーク化の推進に広げていきます。</p>	<p>周辺山系の森林整備や、ベイエリアでの「共生の森」づくりなど連続した自然空間の拠点となる自然環境を保全・創出することにより、生きものや移動経路としての機能を発揮し、また、ヒートアイランド現象の緩和やゆとりと潤いを感じさせる景観の形成などの役割も果たす「エコジョカルネットワーク」を形成を進めました。</p> <p>エコジョカルネットワーク軸から都市の内部へと自然を導くため、都市公園などの緑の拠点を確保するとともに、自然環境保全条例に建築物敷地緑化制度を創設し市街地の緑化を促進するほか、学校のピオトープづくりなどに取り組み、府民が身近に実感できる自然環境の保全・再生・創出を進めました。</p> <p>エコジョカルネットワーク軸となる野生動植物種の分布、生育状況等を検索できる情報システムを作成し、自然環境の評価、保全・整備手法の検討に活用しました。</p> <p>府民の参加・協力のもと、行政、企業、NPOなどの多様な主体の協働によるエコジョカルネットワーク軸となる周辺山系やベイエリアなどの自然環境の保全・整備活動に取り組めました。また、市町村毎に策定されている「緑の基本計画」に基づき各市町村域における水と緑のネットワーク化を推進しました。</p>	<p>環境農林水産部 みどり・都市環境室</p> <p>環境農林水産部 みどり・都市環境室</p> <p>環境農林水産部 みどり・都市環境室</p> <p>環境農林水産部 みどり・都市環境室</p>

卷末資料



- 1 部局別環境関連主要事業費（決算（見込み）額）
- 2 環境保全目標

1. 部局別環境関連主要事業費（決算（見込み）額）

（単位：千円）

部局名	平成22年度	平成21年度	増減
政策企画部	124,888	189,330	△64,442
総務部	34,934	36,607	△1,673
府民文化部	188,323	217,956	△29,633
健康医療部	72,531	63,495	9,036
商工労働部	138,581	11,059	127,522
環境農林水産部	6,996,292 (うち国2次補正繰越分 30,943)	5,316,743	1,679,549
都市整備部	44,606,120 (うち国2次補正繰越分 1,597,501)	49,897,405	△5,291,285
住宅まちづくり部	184,220	508,276	△324,056
水道部	4,659,100	7,330,590	△2,671,490
教育委員会	404,377	420,960	△16,583
警察本部	6,343,908	6,676,202	△332,294
計	63,753,274 (うち国2次補正繰越分 1,628,444)	70,668,623	△6,915,349

2 環境保全目標

環境保全目標は、府民の健康を保護し、生活環境を保全するための望ましい水準として、環境基準が定められている項目については、原則として環境基準を用いています。

なお、専門家による検討結果など新たな知見が得られたときは、それを踏まえ、環境保全目標について必要な改訂を行います。

1 大気汚染

項目	目標値	対象地域
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること	府内全域 ただし、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること、また、非メタン炭化水素濃度の午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲内又はそれ以下であること	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること	
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること	
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること	
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること	
テトラクロロエチレ	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること	
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること	
ダイオキシン類	年間平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること	
悪臭	大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度	府内全域

(注) 1 二酸化窒素、微小粒子状物質(1日平均値に係る目標値)に係る評価は、年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(1日平均値の年間98%値)で行う。

2 浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素に係る評価は以下の方法による。

- ・短期的評価は、連続して、又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間について評価を行う。
- ・長期的評価は、年間における1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外して評価を行う。
ただし、1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱はしない。

2 水質汚濁

① 健康項目（河川、海域、湖沼等）

項 目	目 標 値	対 象 水 域
カドミウム	0.01 mg/L 以下	全 公 共 用 水 域
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01 mg/L 以下	
六価クロム	0.05 mg/L 以下	
砒素	0.01 mg/L 以下	
総水銀	0.0005 mg/L 以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
PCB	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	
チウラム	0.006 mg/L 以下	
シマジン	0.003 mg/L 以下	
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	
セレン	0.01 mg/L 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	
ふっ素	0.8 mg/L 以下	
ほう素	1 mg/L 以下	
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下	

(注) 1 目標値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る目標値については、最高値とする。また、アルキル水銀及びPCBについては、「検出されないこと」をもって基準値とされているので、同一測定点における年間のすべての検体の測定値が不検出であることをもって目標達成と判断する。さらに総水銀に係る評価方法は（注）4のとおり。

2 「検出されないこと」とは、定量限界未満をいう。

3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4 総水銀についての目標の適否の判定は、年間の測定値が0.0005 mg/Lを超える検体数が調査対象検体の37%以上である場合を不適とする（昭和49年12月23日付け環水管第182号）。

②生活環境項目

ア 河 川

類 型 利用目的 の適応性 項 目		AA	A	B	C	D	E
		水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下 の欄に掲げ るもの	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に 掲げるもの	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下 の欄に掲げ るもの	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以 下の欄に掲 げるもの	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に 掲げるもの	工業用水 3 級 環境保全
目 標 値	水素イオン濃度 (pH)	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下	6.0 以上 8.5 以下	6.0 以上 8.5 以下
	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	1 mg/L 以下	2 mg/L 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	8 mg/L 以下	10 mg/L 以下
	浮遊物質 (SS)	25 mg/L 以下	25 mg/L 以下	25 mg/L 以下	50 mg/L 以下	100mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと
	溶存酸素量 (DO)	7.5mg/L 以上	7.5mg/L 以上	5 mg/L 以上	5 mg/L 以上	2 mg/L 以上	2 mg/L 以上
	大腸菌群数	50 MPN /100mL 以下	1,000 MPN /100mL 以下	5,000 MPN /100mL 以下	—	—	—
対象水域等		対象水域及びその水域が該当する水域類型は別表のとおりとする					

- (注) 1 目標値は、日間平均値とする。
 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0以上7.5以下、溶存酸素量 5 mg/L以上とする。
 3 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 4 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2 級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 5 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 6 工業用水 1 級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
 7 環境保全：府民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

類 型 項 目	水生生物の生息状況の適応性	目 標 値	対 象 水 域 等
		全 亜 鉛	
生 物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	対象水域及びその水域が該当する水域類型は別表のとおりとする
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	
生 物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	
生物特 B	生物 A または生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	

(注) 目標値は、年間平均値とする。

イ 海 域

項目		類型	A	B	C
		利用目的の適応性	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げるもの	環境保全
目 標 値	水素イオン濃度 (pH)		7.8 以上 8.3 以下	7.8 以上 8.3 以下	7.0 以上 8.3 以下
	化学的酸素要求量 (COD)		2 mg/L 以下	3 mg/L 以下	8 mg/L 以下
	溶存酸素量 (DO)		7.5 mg/L 以上	5 mg/L 以上	2 mg/L 以上
	大腸菌群数		1,000 MPN/100mL 以下	—	—
	ノルマルヘキサン抽出物質(油分等)		検出されないこと	検出されないこと	—
対象水域等		対象水域及びその水域が該当する水域類型は別表のとおりとする			

- (注) 1 目標値は、日間平均値とする。
 2 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70 MPN/100 mL 以下とする。
 3 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 4 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 5 環境保全：府民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

項目 類型	利用目的の適応性	目 標 値		対象水域等
		全 窒 素	全 り ん	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	対象水域及びその水域が該当する水域類型は別表のとおりとする
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く)	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下	

- (注) 1 目標値は、年間平均値とする。
 2 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 3 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 4 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	目 標 値	対象水域等
		全 亜 鉛	
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L 以下	対象水域及びその水域が該当する水域類型はまだ指定されていない
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L 以下	

- (注) 目標値は、年間平均値とする。

(別表) 対象水域及びその水域が該当する水域類型

区分	河川名	範囲	該当類型	
			BOD等	水生生物保全
淀川水域	淀川下流(1)	(京都府界から長柄堰まで)	B	生物B
	淀川下流(2)	(長柄堰より下流)	C	生物B
	船橋川	(全 域)	B	生物B
	徳谷川	(全 域)	B	生物B
	檜尾川	(全 域)	B	生物B
	天野川	(奈良県界より下流)	B	生物B
	芥川(1)	(京都府界から塚脇橋まで)	A	生物A
	芥川(2)	(塚脇橋より下流)	A	生物B
	水無瀬川	(全 域)	A	生物A
	神崎川水域	神崎川	(安威川、猪名川を除く神崎川)	B
安威川上流		(茨木市取水口より上流)	A	生物A
安威川下流(1)		(茨木市取水口から戸伏まで)	A	生物B
安威川下流(2)		(戸伏から大正川合流点まで)	A	生物B
安威川下流(3)		(大正川合流点より下流)	B	生物B
佐保川及び茨木川		(全 域)	A	生物B
大正川		(全 域)	A	生物B
勝尾寺川		(全 域)	A	生物B
猪名川上流		(箕面川合流点より上流)	A	生物B
猪名川下流(2)		(藻川分岐点から藻川合流点まで)	D	生物B
箕面川(1)		(箕面川取水口より上流)	A	生物A
箕面川(2)		(箕面川取水口から兵庫県界まで)	A	生物B
余野川		(全 域)	A	生物A
千里川		(全 域)	A	生物B
田尻川		(兵庫県界より上流)	A	生物A
一庫・大路次川		(京都府界から兵庫県界まで)	A	生物A
山辺川	(全 域)	A	生物A	
寝屋川水域	寝屋川(1)	(住道大橋より上流)	C	生物B
	寝屋川(2)	(住道大橋より下流)	D	—
	恩智川	(全 域)	D	—
	古川	(全 域)	D	—
	第二寝屋川	(全 域)	D	—
	平野川分水路	(全 域)	D	—
	平野川	(全 域)	D	—
大阪市内河川	大川	(大川全域及び城北川全域)	B	生物B
	堂島川	(全 域)	B	生物B
	土佐堀川	(全 域)	C	生物B
	道頓堀川	(全 域)	B	生物B
	正蓮寺川	(全 域)	B	生物B
	六軒家川	(全 域)	B	生物B
	安治川	(全 域)	B	生物B
	尻無川	(全 域)	B	生物B
	木津川	(全 域)	B	生物B
	木津川運河	(全 域)	B	生物B
	住吉川	(全 域)	B	生物B
東横堀川	(全 域)	B	生物B	

区分	河川名	範囲	該当類型	
			BOD等	水生生物保全
大和川水域	石川	(全 域)	B	生物B
	千早川	(全 域)	A	生物B
	天見川	(全 域)	B	生物B
	石見川	(全 域)	A	生物A
	飛鳥川	(全 域)	C	生物B
	梅川	(全 域)	A	生物B
	佐備川	(全 域)	C	生物B
	大和川中流	(桜井市初瀬取入口から浅香山まで)	C	生物B
	大和川下流	(浅香山より下流)	D	生物B
	東除川	(全 域)	C	生物B
	西除川(1)	(狭山池流出端より上流)	B	生物B
	西除川(2)	(狭山池流出端より下流)	D	—
泉州諸河川	石津川	(全 域)	D	—
	和田川	(全 域)	C	生物B
	大津川上流	(泉大津市高津取水口より上流)	B	生物B
	大津川下流	(泉大津市高津取水口より下流)	D	—
	牛滝川	(全 域)	B	生物B
	松尾川	(全 域)	B	生物B
	横尾川	(全 域)	B	生物B
	父鬼川	(全 域)	A	生物B
	春木川	(全 域)	D	—
	津田川	(全 域)	E	—
	近木川上流	(稲谷川合流点より上流)	B	生物B
	近木川下流	(稲谷川合流点より下流)	D	—
	見出川	(全 域)	E	—
	佐野川	(全 域)	E	—
	檜井川上流	(兔田橋より上流)	B	生物B
	檜井川下流	(兔田橋より下流)	E	—
	男里川	(全 域)	A	生物B
金熊寺川	(全 域)	A	生物B	
菟砥川	(全 域)	A	生物B	
山中川	(全 域)	A	生物B	
番川	(全 域)	A	生物B	
大川	(全 域)	A	生物B	
東川	(全 域)	A	生物B	
西川	(全 域)	A	生物B	

(注) 「—」は類型指定がされていないことを表す
平成21年11月30日改定

(別表つづき)

○海 域

・COD

水域類型指定	
水 域	該当類型
大阪湾(1)	C
大阪湾(2)	B
大阪湾(3)	A
大阪湾(4)	A
大阪湾(5)	A
尾崎港	C
淡輪港	C
深日港	C

・全窒素、全りん

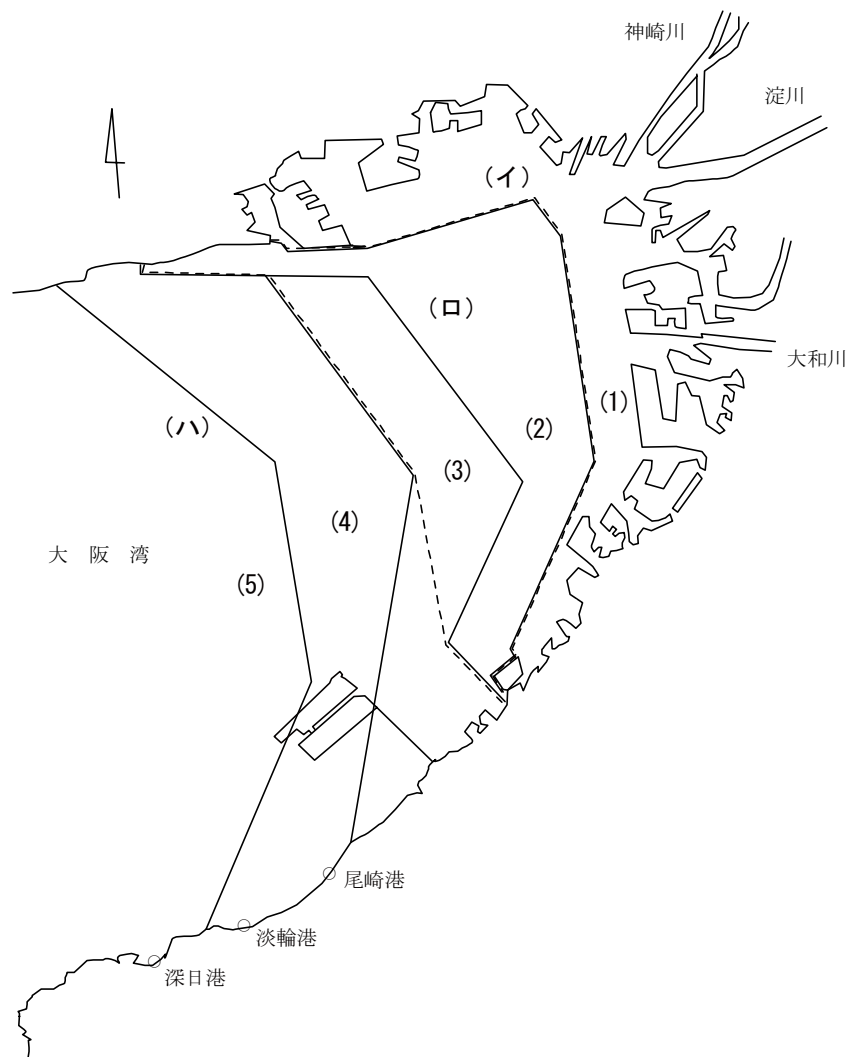
水域類型指定	
水 域	該当類型
大阪湾(イ)	IV
大阪湾(ロ)	III
大阪湾(ハ)	II

・全亜鉛

類型指定は行われていません。

(注) 尾崎港、淡輪港及び深日港の区域は、
いずれも防波堤の先端を結ぶ線で囲
まれた海域をいう。

大阪湾水域類型



(注) ----- は全窒素、全磷に係る水質環境基準の水域を表す。

③ 特殊項目

ア 河川

項 目	対 象 水 域	上 水 道 水 源 水 域	そ の 他 の 水 域 (水域類型C以上の河川)
フエノール類		0.005 mg/L以下	0.01 mg/L以下
銅		0.05 "	0.05 "
溶解性鉄		0.3 "	1.0 "
溶解性マンガン		0.05 "	1.0 "
全クロム		0.05 "	1.0 "
アンモニア性窒素		0.1 "	1.0 "
陰イオン界面活性剤		0.5 "	0.5 "
ノルマルヘキサン抽出物質		検出されないこと	検出されないこと

イ 海域

項 目	対 象 水 域	大 阪 湾 (3) (4) (5)	大 阪 湾 (2)	大 阪 湾 (1) 尾崎港、淡輪港、深日港
フエノール類		0.01 mg/L以下	0.01 mg/L以下	0.01 mg/L以下
銅		0.02 "	0.02 "	0.02 "
亜鉛		0.1 "	0.1 "	0.1 "
溶解性鉄		0.1 "	0.2 "	0.5 "
全クロム		1.0 "	1.0 "	1.0 "
陰イオン界面活性剤		0.1 "	0.1 "	0.1 "

④ 底質

ア 河川

項 目	環 境 保 全 目 標	対 象 水 域
P C B	10 mg/kg	全公共用水域
水 銀	25 mg/kg	"
ダイオキシン類	150 pg-TEQ/g	"

イ 海域

項 目	環 境 保 全 目 標	対 象 水 域
P C B	10 mg/kg	全公共用水域
水 銀	「底質の暫定除去基準について」(昭和 50 年 10 月 28 日環水管第 119 号水質保全局長通知) に定める基準に該当しないこと	"
ダイオキシン類	150pg-TEQ/g	"

3 地盤環境

① 地盤沈下

項 目	環 境 保 全 目 標	対 象 地 域
地 盤 高	地盤沈下を進行させない	府 内 全 域

② 地下水質

水質汚濁に係る環境保全目標・健康項目に塩化ビニルモノマー(0.002mg/L以下)を追加。
シス-1, 2-ジクロロエチレンは1, 2-ジクロロエチレンに読み替える。

③ 土壌汚染

項 目	目 標 値	対象地域
カ ド ミ ウ ム	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地において米 1 kg につき 0.4 mg 未満であること	府内全域
全 シ ア ン	検液中に検出されないこと	
有 機 り ん	検液中に検出されないこと	
鉛	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること	
六 価 ク ロ ム	検液 1 L につき 0.05 mg 以下であること	
砒 素	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること	
総 水 銀	検液 1 L につき 0.0005 mg 以下であること	
ア ル キ ル 水 銀	検液中に検出されないこと	
P C B	検液中に検出されないこと	
銅	農用地(田に限る)において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること	
ジ ク ロ ロ メ タ ン	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること	
四 塩 化 炭 素	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること	
1, 2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004 mg 以下であること	
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04 mg 以下であること	
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること	
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること	
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.03 mg 以下であること	
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること	
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること	
チ ウ ラ ム	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること	
シ マ ジ ン	検液 1 L につき 0.003 mg 以下であること	
チ オ ベ ン カ ル ブ	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること	
ベ ン ゼ ン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること	
セ レ ン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること	
ふ っ 素	検液 1 L につき 0.8 mg 以下であること	
ほ う 素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること	
ダ イ オ キ シ ン 類	土壌 1 g につき 1,000pg-TEQ 以下であること	

(注) 1 検液とは土壌（重量）の 10 倍の水（容量）で測定物質を溶出させ、ろ過したものをいう。

2 汚染がもつばら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び廃棄物の埋立地その他の場所であって外部から適切に区分されている施設に係る土壌については適用しない。

4 騒音・振動

① 環境騒音

ア 一般地域

地域の類型	目 標 値		対 象 地 域
	昼 間 午前 6 時から午後 10 時まで	夜 間 午後 10 時から翌日の午前 6 時まで	
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下	富田林市大字甘南備 大阪府立金剛コロニーの敷地
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	都市計画法第 2 章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域（AA に該当する地域、関西国際空港及び八尾空港の敷地並びに工業用の埋立地を除く。）
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域（関西国際空港及び大阪国際空港の敷地を除く。）及び工業地域（関西国際空港の敷地を除く。）

イ 道路に面する地域

地 域 の 区 分	目 標 値	
	昼 間 午前 6 時から午後 10 時まで	夜 間 午後 10 時から翌日の午前 6 時まで
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の目標値の欄に掲げるとおりとする。

目 標 値	
昼 間 午前 6 時から午後 10 時まで	夜 間 午後 10 時から翌日の午前 6 時まで
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

注 (1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

① 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村道（市町村道にあっては、4 車線以上の区間に限る。）

② ①に掲げる道路を除くほか、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 7 条第 1 号に掲げる自動車専用道路

(2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

① 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル

② 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

② 航空機騒音

地域の類型	目標値	対象地域
I	70WECPNL以下	都市計画法第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域。ただし、次に掲げる地域を除く。 1 関西国際空港及び八尾空港の敷地 2 国土利用計画法第9条の規定により定められた森林地域であって、かつ、都市計画法第7条第1項の規定による市街化区域以外の地域である地域
II	75WECPNL以下	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域。ただし、関西国際空港、大阪国際空港及び八尾空港の敷地を除く。

③ 新幹線鉄道騒音

地域の類型	目標値	対象地域
I	70デシベル以下	地域類型の当てはめをする地域のうち、都市計画法第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
II	75デシベル以下	地域類型の当てはめをする地域のうち、都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(注)「地域類型の当てはめをする地域」とは、大阪市及び吹田市の区域のうち新幹線鉄道の軌道中心線より左右両側それぞれ300メートル以内の地域並びに摂津市、高槻市、茨木市及び島本町の区域のうち新幹線鉄道の軌道中心線より左右両側それぞれ400メートル以内の地域(河川敷を除き、橋りょうに係る部分については別途図面で表示する地域を含む。)をいう。

④ 鉄軌道騒音、建設作業騒音、小規模飛行場騒音、振動、低周波音

項目	目標値	対象地域
鉄軌道騒音 (新幹線鉄道を除く)	大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所以外の地域
建設作業騒音		
小規模飛行場騒音*		
振動		
低周波音		

*…1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場を対象とする。

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。